

---

令和6年 第2回(定例)うきは市議会会議録(第2日)

令和6年6月10日(月曜日)

---

議事日程(第2号)

令和6年6月10日 午前9時00分開議

日程第1 一般質問

---

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

---

出席議員(14名)

1番 権藤 英樹君	2番 高木亜希子君
3番 高松 幸茂君	4番 樋口 隆三君
5番 組坂 公明君	6番 佐藤 裕宣君
7番 野鶴 修君	8番 竹永 茂美君
9番 岩淵 和明君	10番 中野 義信君
11番 佐藤 湛陽君	12番 伊藤 善康君
13番 熊懐 和明君	14番 江藤 芳光君

---

欠席議員(なし)

---

欠 員(なし)

---

事務局出席職員職氏名

局長 浦 聖子君	記録係長 宮崎 恵君
記録係 上村 貴志君	

---

説明のため出席した者の職氏名

市長 .....	高木 典雄君	副市長 .....	重松 邦英君
教育長 .....	樋口 則之君	市長公室長 .....	吉松 浩君
総務課長 .....	石井 太君	監査委員事務局長 .....	柳原由美子君

会計管理者	佐藤史津子君	市民協働推進課長	江藤 良隆君
企画財政課長	高瀬 将嗣君	税務課長	大石 恵二君
市民生活課長兼人権・同和对策室長			山崎 穰君
保健課長	末次ヒトミ君	福祉事務所長	佐藤 重信君
建設課長	雨郡 智也君	都市計画準備課長	辻 宏和君
水環境課長	瀧内 宏治君		
うきはブランド推進課長			手島 直樹君
農林振興課長兼農業委員会事務局長			高山 靖生君
浮羽市民課長兼男女共同参画推進室長			木下 英樹君
学校教育課長	岡村 順子君	生涯学習課長	石井 孝幸君
自動車学校長	松竹 信彦君	総務法制係長	高良 靖之君
財政係長	大中健太郎君	国保・年金係長	伊藤 諒平君

---

午前9時00分開議

○事務局長（浦 聖子君） 起立、礼、着席。

○議長（江藤 芳光君） それでは、改めまして、おはようございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

### 日程第1. 一般質問

○議長（江藤 芳光君） 日程第1、一般質問を行います。一般質問の質疑時間は、答弁を含めて60分と規定をいたしておりますので、御協力をお願いいたします。

質問、答弁が続く場合でも、60分を経過した時点で打ち切りますので御了承お願いしたいと思います。

それでは、早速、一般質問に入りたいと思います。

それでは、順番に質問を許可をいたします。2番、高木亜希子議員の発言を許可します。2番、高木亜希子議員。

○議員（2番 高木 亜希子君） おはようございます。

議長に御指名をいただきました、2番議員の高木です。

質問に入ります前に、少しお話をさせていただきたいと思います。

この6月定例会が、高木市長に質問させていただく最後の機会となりました。約2年半ぐらい前だと思うんですけども、市議会という議員のほうにチャレンジさせていただくかどうか迷っ

ていた時期にですね、高木市長とお話をさせていただく機会がありまして、それまでにもいろいろな方々から刺激をいただいたり、家族に背中を押してもらったりもしていたんですけども、最後の最後までやっぱり迷っておりました。そういった時期に市長とお話をさせていただいて、選挙ということでチャレンジする機会をいただいたと思って、子育て中の自分でもできるやり方で選挙に挑戦してみようというふうに決意ができて、今ここに登壇をしております。市議会議員というポジションをいただいたことで、子供、子育て関係の施策について、私なりにいろいろと御提案をさせていただく機会がいただけたのも、やはりあのときの言葉がきっかけになった部分もあったかと思っております。ですので、今のこういった形でですね、お話をさせていただくことを心より感謝をしております。本当にありがとうございます。

この6月議会からは、任期後半の2年間となります。市民の皆さんの代弁者として、今まで以上に学びを深め頑張ってまいりたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、一般質問のほうに入りたいと思います。

まず、大きなテーマの1です。

今後の中学校の管理運営体制及び予算措置についてお尋ねをしてみたいです。

浮羽中学校誤評定につきましては、この6月ですね、議会に対し陳情書が提出をされております。したがって、こちらの質問では、私が3月の一般質問で取り上げさせていただいた件の、その後の進捗確認という意味で質問をさせていただきます。

この誤評定問題ですけれども、3月定例会の際にも、市長も認識していらっしゃったとおり、学校教育の問題としては非常に重要な事案だと認識をしております。既にお伝えをしておりますけれども、学校の教職員の皆さん本当にお忙しい状況にいらっしゃるということは、保護者として重々承知をしております。が、しかしというところです。何よりも受験直前という3年生の重要なタイミングに、このエラーに振り回された生徒さんたちや御家族の方々がおられます。やはり生徒さんたちにとって、不利益となるような評定の付け方が今後あってはなりませんし、同様のミスでですね、教職員の皆さんがさらに追い込まれるような、潰れてしまうような状況をつくってしまうのも、やはり望ましくないことだというふうに思っております。3月5日、一般質問の際、重大なインシデントを見逃さないという認識のもとで、組織的な再発防止に取り組み、この事案を契機としてですね、今後の再発防止ですとか、そのための必要な予算措置を検討していただきたいというふうにお願ひしたかと思ひます。

そこで御質問です。

新年度、6年度に入り2か月が過ぎました。この問題を契機として、学校の管理運営体制の改善とそれに伴う予算措置、こういったところについて、現在の状況を樋口教育長のほうにお伺ひしたいと思います。また、中学校だけではなくて、学校教育課そして教育委員会としての改善策、

現在の取組状況についても、あわせて御回答をいただきたく思っております。

それでは、よろしく願いいたします。

○議長（江藤 芳光君） 樋口教育長。

○教育長（樋口 則之君） 今後の中学校の管理運営体制及び予算措置について、1点目の誤評定問題を契機とした、今後の中学校の管理運営体制及び予算措置、改善策や現在の状況についての御質問ですが、まず、中学校の管理運営体制についてですが、再発防止に向け、次の5つの対策に現在取り組んでおります。

1つ目は、校務支援システムの使用法の改善及び入力後の点検と、管理職によるチェック体制の構築です。

2つ目に、学習評価に関する教職員の資質向上です。

3つ目に、学習評価に関する指導助言体制の構築。

4つ目に、ICT支援員の派遣。

5つ目に、うきは市立学校文書管理規程に基づく文書管理の徹底です。

本年度のPTA総会におきまして、学習評価に関する保護者説明を実施し、併せて生徒への説明も実施いたしました。

現在、両中学校において指導と評価の一体化を図り、校務支援システムを活用した評価の在り方や同一方法でのシステムへの入力等について、先生方を対象とした校内研修会を実施しております。今後も再発防止に努めてまいります。

また、令和6年度の中学校の予算措置としましては、ICT化の促進として、校務支援システムコンピューター借上げや使用料として653万円、ICT化促進のため専門員を配置して、教員のサポートを図っており、その報酬等として308万円、部活動地域移行促進のための部活動コーディネーター謝金として45万円、働きやすい職場環境のための教職員の健康管理として、総合健診とストレスチェック診断等として67万円など、様々な形で教員の負担軽減を図り、また、働きやすい職場環境のための教員の健康管理に努めているところでございます。

○議長（江藤 芳光君） 2番、高木議員。

○議員（2番 高木 亜希子君） それでは、再質問のほうさせていただきます。

まずは評定についてです。

評価規準について、今年度は教育部会のほうは各両中学校で適切に開催をされて、その評価方法を基準に、こういったところの確認がきちんとなされたのか。そして、それとですね、昨年度は生徒たちに対し、相対評価をしていると疑われるような教諭の発言があったと聞き及んでおります。新年度については、再度、絶対評価であるということの徹底を図っていただけましたでしょうか。その最終的な確認はどなたがなさいましたでしょうか。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（江藤 芳光君） 教育長。

○教育長（樋口 則之君） 学習評価の在り方につきましては、両中学校とも評価マニュアルを作成をいたしました。その作成段階におきまして、保護者への説明の内容、生徒への説明の内容、あと、資料のチェック等は教育委員会としてもさせていただいております。

以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 2番、高木議員。

○議員（2番 高木 亜希子君） お尋ねしたかったのは、教科部会が開催されたのかどうか。それと、相対評価ではなく絶対評価であるという確認をしていただいたのかどうかの、この点でございます。

○議長（江藤 芳光君） 教育長。

○教育長（樋口 則之君） 教科部会につきましては、確認しておりません。失礼しました。教科部会で、評価の在り方については確認しております。

○議長（江藤 芳光君） 2番、高木議員。

○議員（2番 高木 亜希子君） それではですね、管理体制についてお伺いをいたします。

先ほど、うきは市文書管理規程の徹底というような御説明をいただいたんですけれども、3月にお伺いした際にですね、成績の一覧表ですとか調査書のほうが、5年保存に該当するという形でお伺いをいたしました。やはり3月にもお伝えしたんですが、保護者の観点からすると、生徒さんたちも同様だとは思いますが、解答用紙やいわゆる補助簿、こういったものも成績評価に関する文書に、私は該当するだろうと思っております。ほかの自治体でも同様の判断をされている自治体がございます。ここがですね、もし従前とおりでとすれば、1年になってしまうので、やはり市の文書管理規程の見直しなどを、学校文書管理規程の見直しなどをお諮りいただくことはできないのでしょうか。6年度はどういった形で管理される御予定でしょう。

○議長（江藤 芳光君） 教育長。

○教育長（樋口 則之君） 昨年度までは、この学習評価の元になる根拠になる、いわゆる手書きの補助等が曖昧になっていたところがございますので、そのことは評価の根拠資料も含めて、1年間の保存をするということで決めさせていただいております。

○議長（江藤 芳光君） 2番、高木議員。

○議員（2番 高木 亜希子君） 1年ということになりますと、やはり生徒さんたちから何かお申出、あるいは保護者の方から何かお申出があった場合に、廃棄している、そういった可能性もやはり否定できないと思います。こちらについては、ぜひ御再考をいただきたいと思っております。最初にお伝えしましたとおり、本件に関しましては、市議会に対して請願書も出ております。

委員会のほうでも、こちらについて審査等をしていくことになるかと思っておりますので、このテーマ1に関しましては、以上で質問を終わらせていただきますが、今後もですね、やはり学校現場で様々な形でヒューマンエラーが生じる場合もあろうかと思っております。この点は否定できないと思っております。ですので、その際は、どうぞボタンの掛け違いになってしまうような、そういった対応ではなくてですね、生徒さんたち保護者の皆さんに寄り添うような丁寧な御対応をしていただきますように、心よりお願いいたします。よろしく申し上げます。

大きなテーマの2に移ります。旧浮羽東高校跡地のルリーロ福岡への無償貸与及び浮羽ボーイズとの今後の活動場所に関する協議について、お尋ねをしてまいりたいと思っております。

まず、3月定例会で議案となりました、ルリーロ福岡に対する無償貸与についてです。

採択はしたものの、議会としてはですね、3つの事項を強く求めました。市はルリーロ福岡のこちらですね、ルリーロさんから提出をいただいておりますけれども、このうきはガーデンパーク構想の具現化に向け、連携し取り組まれること。旧東校周辺環境への影響に十分留意して進めること。市としての整備計画や財政支出計画について示し、事業の進捗状況について随時報告すること。以上ですね、強く求めておりました。

現在のお取組状況を伺います。あわせて3月議会で陳情書が出ておりました、浮羽ボーイズの件です。議会としては話し合いを行い、一定の配慮を行うことということ、附帯意見として趣旨採択いたしました。浮羽ボーイズの今後の活動場所についての、市としてのお取組状況をお伺いいたします。

3つ目は、今後、市の人口減少それと公共施設の老朽化に伴って、様々な公共施設の統廃合や取壊しなどが起こり得ます。同様の課題、すなわち今現在ですね、そういった施設を活用しておられる市民の皆さんの活動場所、新たな活動場所をどうするのかという課題が出てくると思われます。課をまたぐ横断的な体制づくりの契機となったのか。見解を市長にお伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 改めまして、おはようございます。

ただいま、旧浮羽東高等学校跡地のルリーロ福岡への無償貸与及び浮羽ボーイズとの今後の活動場所に関する協議について、大きく3点の御質問をいただきました。

1点目の議会の附帯決議の取組状況についての御質問であります。令和6年3月定例議会におきまして、旧浮羽東高等学校跡地の貸付けに当たっては、議員御指摘にあったとおり、1点目が、うきは市はルリーロ福岡が掲げる、「世界に羽ばたくこども育成と3世代移住を実現するうきはガーデンパーク構想」の具現化に向けて、連携して取り組んでいくこと。

2つ目が、うきは市及びルリーロ福岡は、駐車場問題、光、騒音等の問題、渋滞対策など、周

辺環境への影響に十分留意して進めること。

3つ目が、うきは市としての整備計画や財政支出計画について示し、その事業進捗状況について随時報告することの3点が附帯決議されております。このことに関しましては、うきは市とルリーロ福岡と週1回の定例ミーティングを開催し、その中で協議を行っております。現時点では、まだ報告する段階には至っておりませんが、引き続き、定例ミーティングをはじめ関係者との協議を続け、しっかりと対応してまいりたいと、このように考えております。

2点目の旧浮羽東高等学校跡地を、土日の活動拠点としていた浮羽ボーイズの新たな活動場所について、現在の取組状況の質問でありました。

これまでの経緯を説明いたしますと、「スポーツアイランド野球場」の予約に関しましては、スポーツ協会野球部等で、年間調整会議を例年2月頃に開催をしております。令和6年2月に開催されました年間調整会議では、多くの利用希望がある中、今回の旧浮羽東高等学校跡地についての対応も踏まえ、調整をしていただいたところでありました。その結果、令和6年度のスポーツアイランド野球場の利用につきましては、浮羽ボーイズが平日は3日間の練習と、土曜日、日曜日においても、浮羽ボーイズ関係の大会等の利用が確保されたところでございます。

次に、浮羽ボーイズより「浮羽体育センター」の利用について相談がありました。浮羽体育センターでは、硬式ボールを使った利用は施設周辺住民の皆様の御指摘もあり、安全管理上、利用が厳しいところではありますが、練習方法等を工夫して、住民の皆様の御理解のもと何とか利用できないか検討を重ねてまいりましたが、無理があるとの結論に至り、5月29日に浮羽ボーイズの代表者2名に御説明をさせていただき、御理解をいただいたところでありました。

浮羽ボーイズの活動場所については、今後も引き続き浮羽ボーイズと協議を重ねてまいりたいと、このように考えております。

3点目の今後の公共施設の統廃合等で、横断的な体制づくりの契機となったのかという御質問でありました。

今回の旧浮羽東高等学校跡地のルリーロ福岡への無償貸与につきましては、各所管で連携を図り対応に当たりました。対応に当たった部署を具体的に申し上げますと、まず、財産の管理元である「企画財政課」、そして施設の利活用について検討してきた「都市計画準備課」、それから貸与先がルリーロ福岡ということで、ラグビータウンプロジェクトを推進している「うきはブランド推進課」、浮羽ボーイズへの対応の窓口である「生涯学習課」、また、旧浮羽東高等学校跡地の横を流れる山曾谷川の河川改修も計画されていることから、無償貸与に係る地元説明会においては「建設課」も同席させ、組織一体となって対応に当たったところでございます。

市有財産につきましては、老朽化が進んでいる施設もあり、公共施設の維持管理について、限られた財源の中で効率的な管理運営が求められております。

本市におきましては、「うきは市公共施設等総合管理計画」の中で基本的な方針を定め、予防保全型の維持管理に努めておりますが、今後、施設の統廃合等を検討していく場合、今回の旧浮羽東高等学校の跡地活用のと様と同様に、所管が複数にまたがるケースにおいては、関係する部署で協議を行いながら対応することになると、このように考えております。

○議長（江藤 芳光君） 2番、高木議員。

○議員（2番 高木 亜希子君） ありがとうございます。

3つ目の質問で触れさせていただいて、市長もやはりおっしゃってたんですが、今後、同じような事案が発生し得る、もう当然だと思います。これから公共施設のほうをどんどんシェイプアップしていくわけなので、既に対象となる箱物というのは、もうある程度予想されるわけですので、こういったところ、やはりある程度予定が見えてきた段階といたしますか、その段階ではなるべく早めにですね、市民の皆様はその情報をまずは御提示をいただいて、市民の皆さんを置いてきぼりにすることなくですね、やはり、ないがしろにされたというような受け取りをされる方もおられましたので、協議の場をつくっていただいて、丁寧にお話のほうを進めていただきたいというふうに思っております。このテーマに関しては、ルリーロ福岡さんのほうでちょっと再質問をさせていただきたいと思います。

いただいているこちらですね、ルリーロ福岡の島川代表のほうから、説明の際にいただいた資料がございます。こちらの中で2024年の4月から2025年の3月、つまり令和6年度ですね、こちらについては緑の芝の環境整備という記載がございます。8月までは浮羽ボーイズさんのほうが使用されるそうですので、9月以降ということになるかと思うんですけども、私はちょっとラグビーに関して全く知見がないので分からないんですが、これは人工芝にしる天然芝にしるスケジュール感ですとか、今現在の旧東校跡地のグラウンドの様子を見ていると、課題が非常に多いんじゃないのかなというふうに私自身は感じております。市民の皆さんからのですね、この件に関するお尋ねをいただくことがやはり多いので、このあたりのお取組状況を教えていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） うきはブランド推進課長に答弁をさせます。

○議長（江藤 芳光君） 手島課長。

○うきはブランド推進課長（手島直樹君） うきはブランド推進課の手島です。

今、御質問の件につきましてはですね、4月に入りまして、ルリーロ福岡の島川代表とうきは市の各関係者の間でですね、今、協議をしているところでございます。今、議員御指摘のとおりですね、8月まで浮羽ボーイズさんのほうが借用されるということで、その後になろうかと思えますけれども、引き続きですね、協議を進めてまいりたいと、このように考えております。

○議長（江藤 芳光君） 2番、高木議員。

○議員（2番 高木 亜希子君） 私も、この問題が御相談をいただいてから、何度も旧東校跡地のほうにはお伺いしておるんですけども、やっぱり非常にボーイズさんが手を入れられている部分もあるんですが、まだ大きな木が周辺にあったりもしますし、状況的にこのスケジュールが本当に、今、御提示いただいているスケジュール感が、適切なのかなどうなのかなというも疑問に思っているところで、もしもそのあたりでスケジュール感的にですね、修正等々あるようであれば、また、それも、あわせて進捗状況の中でお示しをいただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いをいたします。

それでは、大きなテーマ3の市営西隈上団地等整備事業、脱炭素先行地域選定についてお伺いをしてまいります。

住民の皆さんからは、今回、市長選挙があることもあるんですけど、その中で、ごみ処理施設問題ですとか上水道問題、工業用地の造成事業などについてのお問い合わせをいただくことが非常に多くなりました。そのあたりには注目が集まっているんだなというふうに感じています。しかし、令和6年度の予算では、ほかにも大きな事業に予算が計上されて、複数年度にわたるものもございします。私たち市議会議員は、全員協議会などでレクを受けておりますし、予算審議の際などにも、執行部のほうから御説明いただいておりますので、ある程度は承知をしておるんですが、やはり金額として非常に大きな金額なので、改めてこの場でお伺いをしたいと思います。

まず、浮羽町の市営西隈上団地の整備事業です。こちらは市民の皆さんにももう既に御覧いただける形にはなっておるんですけども、ホームページのほうから事業計画案のほうを出していただくことができるかと思えます。この事業計画案のほうを見ますと、こちらは本年度が測量登記ですとかPFIアドバイザー業務委託料、こういったところが計上をされております。令和7年度が3億4,540万円、令和8年度が10億6,000万円となっております。

次に、脱炭素先行地域の取組についてです。こちらは、今年度が脱炭素先行地域づくり事業執行事務委託で3,422万円、そのほかにもいろいろとあるんですけども、私がちょっと金額のほうを見ていて、一般市民の目線で見えてびっくりしたのが、令和7年度に記載されていた、脱炭素先行地域づくり事業費補助金、こちらが6億484万円、令和8年度が1億7,138万円、その原資のほとんどが国の交付金だと思うんですけども、やはり予算額として複数年にわたって見てみますと、市民目線で見えて非常に大きいなと思ったところです。ですので、走り始める前に住民の皆さんにもこの配信を通じてですね、御覧いただいて、まず、知っていただくことから始めていただきたいなというふうに思っております。その上で、また、市民の皆さんから御意見なども出てくるのではないかなというふうに思っておりますので、それぞれのお取組の内容と、現在の進捗状況についてお伺いをいたします。

よろしく申し上げます。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） ただいま、市営西隈上団地等整備事業と脱炭素先行地域選定について、その進捗状況について御質問をいただきました。

まず、市営西隈上団地等整備事業であります。昭和41年から46年にかけて整備された、西隈上団地112戸が建て替え時期を迎えております。市営西隈上団地の建て替えに当たり、集約化により生じた余剰地の有効活用を含め、民間活力による整備事業を実施したいと考えております。建て替えは「民間資金等の活用による公共施設等の促進に関する法律」、いわゆるPFI法に基づき、選定事業者が本施設の設計及び建設を行う方式により、55戸の市営住宅、広場、シェアスペース、市道、分譲宅地を整備をする予定であります。進捗状況としましては、昨年度PFI導入可能性調査を行いましたところ、PFI手法の優位性を確認いたしました。今年度4月には、実施方針等の公表を行い、事業者とのヒアリングを実施したところ、PFI事業の実現性が高いと判断され、今月、西隈上団地等整備事業の公募を開始したところでございます。なお、今後は、事業者からの提案書をもとに審査し、12月に当事者に関する優先交渉権者を選定する予定としております。

次に、脱炭素先行地域の取組の進捗状況についての御質問であります。昨年8月に環境省が実施しました第4回脱炭素先行地域づくり事業に、民間企業等とともに提案を行いました。書面審査や評価委員会のヒアリングなどを経て、11月7日に選定の連絡をいただき、その後、本年1月15日に東京で「脱炭素先行地域選定証授与式」が開催され、環境大臣より、「脱炭素先行地域選定証」が授与されました。脱炭素先行地域の選定を受け、本年度から環境省の「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」を活用いたしまして、おおむね5年間かけて事業に取り組んでいくこととしております。事業開始に先立ち、本年2月9日には官民連携による地域エネルギー会社、「株式会社カゼノネ」が設立をされました。もうこの会社は脱炭素先行地域の共同提案者でもある民間事業者4社を中心に設立され、本市も出資参加をいたしております。この会社が推進役となり、公共施設などへの再エネ設備の導入や、再エネ電気の供給などの事業を計画しているところでございます。また、うきは市としましては、この脱炭素先行地域づくり事業の業務を担う部署として、4月1日付で企画財政課の中にカーボンニュートラル推進係を設置いたしました。令和6年2月以降、交付申請に係る手続を環境省と行っており、現在、環境省からの交付決定を待っているところでございます。

○議長（江藤 芳光君） 2番、高木議員。

○議員（2番 高木 亜希子君） それでは、再質問をさせていただきたいと思っております。

傍聴席におられる皆様には、こちらのうきは市の脱炭素の事業概要を、縮小コピーした資料の

ほうを配布いただいているかと思い、入り口のところでですね、手にされたかと思えます。

議員の皆さんと執行部の皆さんには、タブレットのほうで御覧いただければと思います。

それでは進めます。今、最初にお尋ねした西隈上団地の計画は、星印の1番のほうに該当するかと思います。続けて、その次のページですね、うきは市営西隈上団地等整備事業と書かれているページを御覧ください。これ一番最初はですね、70戸というふうにお伺いしておりました。先だって全員協議会で、物価高騰などにより55戸へ下方修正をされておりました。この時点で戸数が既に減っているわけですね、物価高騰という影響によって。

次のページになります。私が気になった点が、このリスクがあるなというのを調べていて、気になった点がリスク分担についてです。社会リスクを減らす、例えば防災・減災対策のための地域へのヒアリングというのが、どの段階で誰が行うのが市民の皆さんにとって望ましいのだろうかというところですね。なぜこの質問をさせていただくのかと言いますと、私が自治協や地元周辺住民の方々に、4月それと5月上旬から中旬にかけてお話をお伺いした際にはですね、正式な説明を受けたという認識をお持ちの方が、自治協も含めてまだお一人もいらっしゃいませんでした。確か冬にA4一枚で説明は受けたような気もするけれどというような御回答でございました。御意見を伺った中でお伝えしますと、解体の際の粉塵はもちろんなんですけれども、あそこは朝田とか千足一帯から水が集まる浸水エリアなので、ひょっとしてもしあそこを地上げすることで豪雨が あつたらですね、うちのほうに逆に被害が広がるんじゃないかなということはお声ですか、水路などの状況もコンサルや地元じゃない設計事業者では分からないはずだから、事前に聞いてもらう機会はないんだろうか、そこに市は関わってくれんだろうかといったようなお声でした。住民の皆さんがおっしゃることも至極ごもっともだなというふうに思ったところですね。可能であるならば、まずは市から丁寧な御説明を行っていただきたいと思うんですが、既にもしこういった説明について、検討していただいているとすればうれしいんですけども、いかがでしょうか。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 建設課長に答弁をさせます。

○議長（江藤 芳光君） 雨郡建設課長。

○建設課長（雨郡 智也君） おはようございます。建設課長しています雨郡です。

御質問がございました説明というのがですね、すみません、順番からいきますと、昨年11月22日に団地の方のほうに御説明しております。その後ですね、同月11月24日にですね、自治協の御幸自治協のほうに説明をいたしております。

説明会の内容といたしましては、どういう建物が変わるのかとか建て替えのスケジュールとですね、広さとか家賃等について説明しております。そのほかの部分の御質問としてありました、

ほかの地域の方々というところの御説明でございますが、御説明につきましては、原則、事業者が今から決まっていきます。その中身のスケジュールを確認してですね、どういう施工のやり方とかするのがありますので、そこで地域の方々には御説明したいと思っております。またですね、防災・減災のお話ございまして、団地だけでは解決しないので、そこもですね、関連の各課とですね、調整しながら、場ができ次第ですね、調整したいと思っております。

○議長（江藤 芳光君） 2番、高木議員。

○議員（2番 高木 亜希子君） ありがとうございます。

あのエリアに古くから住んでおられる方々がですね、やはり、恐らくかなりの大規模事業なので、設計などがかなり大きな企業さんが取られる可能性があるとするならば、地元のそういった諸事情というのは、計画をつくる前、設計が始まる前の段階である程度はヒアリングをして、団地に住まわれる方々ではなくて周辺に及ぼす影響がかなり大きいので、できたら事業が走り始める前に、そういった機会を一度設けてほしいという御要望でございましたので、お伝えをしましてお願いしたいと思えます。

よろしく願いいたします。何かありましたらお願いします。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 先ほども答弁させていただいたように、今年の12月には当事業に関する優先交渉権者を選定する予定となっておりますので、議員の御指摘については、しっかり承りたいと思えます。

○議長（江藤 芳光君） 2番、高木議員。

○議員（2番 高木 亜希子君） 本当に数多くの事業がですね、同時並行で進んでいる中で、大変な御苦勞になるだろうとは思いますが、ぜひ地元住民の皆さんの知識ですとか知恵をですね、集積して反映する形でこの事業のほうを進めていただけたらなというふうに希望をしております。地域住民の皆さんとの関わり方を丁寧に進めていただくことが重要だと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

次の再質問に移ります。脱炭素の事業の件で、1枚目ですね、配付資料の1枚目、資料の星印の2のほうがですね、災害残土造成地の太陽光発電、オフサイトの導入についてです。

実は、西隈上団地の件を調べておりますときに、PFI導入可能性調査報告書というものがあまして、その中で確認して、脱炭素先行地域と本事業の関係という説明が出てきたんですね、そこから調査をした分になります。

こちらがですね、この太陽光発電、オフサイト導入についてなんですが、生物多様性の保全エリアに該当するエリア、場所で言いますと、多分、一応、地図上でも確認をしたんですが、妹川自治協の藤波から持木とか内ヶ原のほうに渡ったほうになったかと思えます。災害残土置場にな

っていて、現在は国の造成が完了している市有地に、太陽光発電を設置するという計画になっております。こちらですね、先ほど市長のほうがおっしゃっておられたですね、分の約80ページにわたる提案書なんです、こちら市のホームページの直下に掲載がなかったの、私たち市議会議員もなかなか詳細を把握することができておりませんでした。こちらの19ページのほうに、19ページの④遊休市有地というところにですね、1,417キロワットの太陽光発電設備の導入が可能であることを確認、そして合意形成状況については、市長を含めた関係課で調整を図っているという記載がございました。

資料の中のこれですね、配付させていただいた資料の1ページ目の主な取組スケジュールの中で、この導入事業が2024年度そして2025年度を取組となっております。

私がこの件をちょっとお伺いした記憶がなかったものですから、市議会の同僚議員、特に所管である総務産業の何人かの議員の方に確認を取ったんですが、この太陽光発電、オフサイト導入について、レクが委員会等でもなかったということを伺いました。市の遊休地であり市が出資する企業が実施する。加えて言うと、生物多様性の保全エリアでの設置であり、また、事業費として考えても予算書のとおり非常に高額であるだろうことから、ちょっとこの太陽光発電導入についての御説明をいただきたいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 副市長に答弁をさせます。

○議長（江藤 芳光君） 副市長。

○副市長（重松 邦英君） 今の件なんですけれども、まず、資料のほうにつきましては、5月2日、議会のほうに配付をさせていただいております。これ5月2日になりましたのは、環境省のほうの公表が、4月末に初めて環境省のほうでオーソライズをされまして発表になりました。これ今、誰でも見れる状況になっておりまして、環境省のホームページのほうに掲載されております。間を開けずにですね、すぐに我々のほうで印刷をして、議会の事務局のほうに御提出をして、皆さんが見れる状況に今、付していただいているかと思っております。先ほど議員のほうからお話があった、この80ページの提案書なんですけれども、これはあくまでも提案しているものであってですね、環境省が全て認めてくれるかどうかというのは、また別の話になります。生物多様性保全のエリアということで、こういったことをやってはどうかと、もうせつかくも場所も空いてますし、木を新たに切り開く必要すらないと。要はもう造成されて、要はそこを何に使うかというような状況になっております。ですので環境破壊というものは、基本的には新たには開発行為というのは発生しない場所となっております。ただしですね、環境4法というのがあります。水、土壌、振動、騒音、こういった法律にですね、問題がないかどうか、そういったところを今

しっかりと調べながら進めているところであります。関係する地元の方への説明はですね、実際その申請する前から、実は代表の方のほうには、こういったことを考えてるんだけど、どう思われますかということ、事前に複数回聞きに回っております。特段ですね、開発行が伴わないということで、特に何ら問題ないんじゃないだろうかと、近くにお住まいの方のお家も全くございません。そういったところはしっかり我々もですね、配慮をしないといけないと思いながら、この計画というものは丁寧に進めているところです。ただですね、さっき答弁のほうにありましたように、今、採択のほうはされたんですけども、学校とかの入学関係の手続きでいいますと、合格通知はもらったんですけども、まだ入学許可書みたいなものももらってません。その交付申請というのを今しております、その回答ですね、要は、入学許可書みたいな、それをもたらうものを今待ってます。それが来ないと何らここに書いている計画というのは着手ができませんし、これに係るような検討に係る費用というのも出してもらえません。ですので、今まだそれが来ないことには何も動けませんので、それを待っている状況です。関係代表の地元の方には御説明してるんですけども、そういった全ての手続きが整ってからですね、区長さんへの説明とか、すみません、区長さんへは一部説明しております。住民の方への説明会というのは、そういった環境が全てそろってからでないと、ちょっと勇み足になりますし、もしかすると計画していたけれども、やっぱりできませんということになると、変な混乱を招いてもいけませんので、我々はですね、しっかりそのプロセスとタイミングというものを、慎重に丁寧に計画しながら進めさせていただいているところです。なので今の段階では、まだ正式にやれるというふうには決定していないというものであります。

○議長（江藤 芳光君） 2番、高木議員。

○議員（2番 高木 亜希子君） ありがとうございます。

私自身はですね、太陽光発電に対して何ら知見を持ち合わせておりません。正直申し上げますとですね。ですけども、やはり住民の方から、今これだけ太陽光発電についていろいろな視点であったり意見であったりがある中で、やはりいろいろなお声を頂戴する機会が増えております。もう皆さん御存じのとおりですね、この数年、市内各所に太陽光のソーラーがですね、もうキラキラキラするような状況ができておまして、一部では反対運動というのも現に出始めております。先ほど副市長もおっしゃいましたが、水質の関係ですとかそういったところでの御意見も頂戴しております。3月、4月にですね、鹿児島、北海道と続けてメガソーラーの火災があったということも、非常に報道としては大きく取り上げられておりましたので、このあたりで危機感をお持ちになった住民の方もおられます。まだ正式には本当に合格通知というわけではないんだという御説明をいただきましたけれども、市の所有地で市が出資する企業が実施する可能性が非常に高いわけですから、ぜひ近隣住民の方だけではなくてですね、それを注視しておられる

市民の方々がおられるということをご認識していただき、丁寧な説明のほうを重ねていただきたいと思っております。先行地域のモデル構築ということでですね、恐らく職員の方も大分、根を詰めて構築を進めてこられたと思いますけれども、くれぐれもちょっと先ほどのですね、大きなテーマ2でも申し上げたんですが、住民の方々が置いてきぼりになっているとか、ないがしろにされてるなとか、そういった受け取りにならないように、密に協議の場であるとか説明の場であるとか、こういったところで必要な情報をしっかりお渡しするという姿勢をお願いしたいと思います。

それと、この事業につきましては、最初にお話ししましたとおり、複数年度にまたいでおりますし、かなり事業費としても大きな取扱いのある事業です。資料自体は事務局のほうにお渡しいただいておりますが、私もそちらのほうを拝見しましたが、しっかりと全員協議会あるいは所管のですね、総務産業常任委員会のほうで、より詳細な説明をしていただきますようお願いいたします。

最後になりましたけれども、このように複数年にまたがる大きな事業が、もう今質問させていただいたものだけではなくてですね、同時並行で幾つも進んでおります。改めて高木市長のほうから、執行部の皆さんへなのか我々市議会議員へなのか、何かこれをあとに託していきたい。これはあとの課題だ。こういったものがありましたら、ぜひ教えていただきたいと思っております。

よろしく申し上げます。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） ちょっと幾つもあるんですけども、今の財政負担という視点でありましたので、私としては、当座、大きな財政負担が伴うのは、まず、私は4つあると考えております。

1つが、うきは西部工業用地創生事業の負担金。それから、浮羽中学校の改築事業費。そして3つ目に、浮羽消防署、浮羽出張所の建て替え負担金。最後が、議員御指摘の、この西隈上団地等の整備事業だろうと思っております。

また、別な議員さんの質問もいただいておりますので、その折にもお答えしようかなと思っておりますが、そういう大きな事業を意識しながら、いわゆる財政状況というか、例えば基金をその分積み増しをして、将来、当座の資金手当になるような財政運営をさせていただいておりますので、そういうところについては、しっかり確保ができているものと、このように思っているところであります。

○議長（江藤 芳光君） 2番、高木議員。

○議員（2番 高木 亜希子君） ありがとうございます。

やはり市民の方々の話題にのぼっているあの事業だけではなく、今、市長がおっしゃったよう

に、幾つもの複数の事業がですね、これから進んでいくわけですので、執行部の皆さん、職員の皆さんとともに、私たちも頑張ったいと思いますので、どうぞ引き続きよろしくお願いいたします。

以上で、一般質問のほうを終了させていただきます。ありがとうございます。

○議長（江藤 芳光君） これで、2番、高木亜希子議員の質問を終わります。

○議長（江藤 芳光君） ここで暫時休憩します。再開は10時15分とします。

午前10時00分休憩

午前10時15分再開

○議長（江藤 芳光君） 再開します。

次に、4番、樋口隆三議員の発言を許可いたします。4番、樋口隆三議員。

○議員（4番 樋口 隆三君） 4番、樋口隆三です。

議長の許可をいただきましたので、一般質問を行わせていただきます。

その前に、高木市長におかれましては、うきは市長として3期12年間、行政の運営に携わりましたことに心から敬意を表しますとともに感謝を申し上げます。

今回の議会が最後になりますように、一般質問を辞退しようかと考えましたけれども、与えられた貴重な機会でありますので、質問に立たさせていただきました。

うきは市の様々な問題、課題についての見解や答弁は、次期市長にもですね、引き継いでいただきますようお願いをいたします。

それでは通告内容に従い、一般質問を行います。

1つ目は、空き家等対策特別措置法の推進についてであります。空き家対策については、昨年の12月、一般質問において6番、佐藤議員が問題提起されておりまして、重複する面も多々あるかと思いますが、私が問題提起したいのは、空き家が発生したあと、放置されることから特定空き家となってですね、さらに長期間放置され、社会的な問題が野放しにされることを危惧するからでございます。

それでは本題に入ります。住宅土地統計調査によりますと、2023年10月、全国の空き家数は900万戸、空き家率は13.8%となっております。所有者特定の難しさなどからですね、解体や利活用が進まないのが要因とされております。

お手元に資料を作成しておりますけれども、資料1のほうを見させていただきますと、新聞の切り抜きでございますように、今後、管理が不十分だと倒壊や景観、治安の悪化につながり、行政の対策が急がれると警鐘を鳴らしております。また、野村総合研究所の試算によりますと、対策が

進んでも、空き家率はですね、2038年には21.1%まで上昇すると。5戸に1戸が空き家になるという試算も出ております。

もう同じように資料2にですね、新聞の切り抜きでございますけれども、空き家がもたらすこの悪影響が様々な形で顕在化していく。これまで指摘されていた治安や景観の悪化にとまらず、災害時にはですね、倒壊で救助、復旧・復興の妨げにもなりかねないと、空き家は全国的に増え続けております。危機感を抱いた国とか自治体はですね、税制措置を通じて修繕を促すなど、対策に力を入れている。このように新聞もですね、論評しております。

総務省の2018年調査によりますと、賃貸、売却用物件それから別荘などを除いてですね、使用目的のない空き家というのがですね、資料の3にちょっとカラー刷りで入れておりますけれども、帯グラフを見ていただきますと、ピンク色ですね、1998年のその帯グラフのですね、このピンク色、その他の住宅というのがですね、20年後の2018年にはですね、349万戸に膨れ上がっております。この20年間で1.9倍に増えていると、こういう状況にあると。

国交省はですね、このままのペースではですね、2030年には470万戸まで増えるとの推計をしていると。手入れをしてですね、活用可能な空き家を増やすなどして、同年には470万戸を400万戸程度に抑える目標もですね、出されておるようでございます。

そこで、1点目のお尋ねでございますけれども、空き家の管理強化や活用を促すために、自治体ができる対応策をですね、拡充するこの改正の空家等対策特別措置法、昨年12月に施行をされました。この法律についてですね、市長の見解をお伺いいたします。

また、空き家対策としまして、取り組まれている空き家バンクはですね、空家等対策の推進に関するこの特別措置法が成立されておまして、既に過去、平成27年の5月に全面施行されたわけでありますが、この頃からこの空き家バンクの名称が定着してきたと認識しておりますが、公明党は、国会地方議員のネットワークを生かして、空き家対策を強力に進めておまして、例えば売却とか賃貸をですね、希望する空き家の有効活用を促すと、この空き家バンクの導入をですね、推進するなど、各自治体で空き家対策の条例制定を後押しをしております。

一方で、国土交通省もですね、空き家対策に力を入れておまして、例えば売却や賃貸を希望する空き家に関する情報を提供することで、空き家の有効活用を促し、空き家バンクの導入を推進しているわけでありまして。しかし、空き家バンクの登録の推進がですね、思うように進んでいないと、そういう現状がございますので、空き家バンクの取組についてお尋ねをしたいと思えます。空き家バンクそのものは、簡単に言いますと、自治体が地元の空き家情報を集めてですね、そこに住みたい人を募集し、引き合わせる制度と期待しておりますけれども、具体的には所有者が売りたい、または貸したい、そういう空き家を登録し、自治体が公式サイトで情報公開し、住みたい人が物件情報を見てですね、興味を示しますと、所有者に紹介をされると。ただし自治体

では、不動産の契約業務を行いませんので、宅建業者とか不動産会社が仲介を担当することになります。このような手続が行われることはですね、ほぼ理解をされているところでありますけれども、当市の実情を見ておりますとですね、昨年度の登録件数が0件であったと聞いております。

そこで、2つ目の質問としまして、この空き家バンクへの登録者がですね、極めて少ないことであるとか、登録者がいないというこの実情に対してですね、市としての認識及び見解をお尋ねをいたします。また、空き家バンク登録者をどのような対策で増やしていくのか。その取組についてですね、この2点お尋ねをいたします。

まず、1点目のほうは、以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） ただいま、空家等対策の推進に関する特別措置法の推進について、大きく2つの御質問をいただきました。

1点目の空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律に関する見解についてと、2点目の空き家バンクの登録者の実情に対する認識と対策につきましても、関連がございますので、併せて回答させていただきたいと思っております。

「空家等対策の推進に関する特別措置法」の改正は、周囲に悪影響を及ぼす特定空家等の除去のさらなる促進に加え、周囲に悪影響を及ぼす前の段階から、空き家等の有効活用や適切な管理を確保し、空き家対策を総合的に強化することを目的にしております。これらを踏まえ、今年4月に、うきは市空家等対策協議会を開催し、令和6年度から8年度までの「うきは市空家等対策計画」を策定したところであります。本計画には、特定空家だけではなく、管理不全空家に対する対策を追加しました。これにより周囲に悪影響を及ぼす可能性がある空き家の除去が促進されると思っております。さらに「空家等管理活用支援法人」という新たな制度も導入をいたしました。これにより自治体が特定の法人を指定し、その法人が空き家を有効に活用するための支援を行うことが可能となりました。空き家バンクにつきましては、利用されていない空き家の情報を地方公共団体などが登録し公開することにより、購入希望者へ物件情報を提供するものでありますが、令和5年度においては、空き家バンクへの登録がありませんでした。今後、空き家バンク登録者を増やす取組として、他市町村の事例を参考に、空き家バンクの登録要件の見直しを図りながら、登録者を確保し一層の空き家の流通や活用に取り組むこととしており、準備が整い次第、制度の改正についてお知らせできればと考えているところであります。

一方、空き家所有者への啓発も大変重要と考えております。例えば、御両親がお亡くなりになり相続した家屋について、今後も御自身で利用を続けるのか、あるいは賃貸や売買にするのか、もしくは解体するのかなど早期に選択し、空き家の状態のままにしないことが求められます。そこで昨年度末に、「空き家対策パンフレット」を作成し、また、今年度は固定資産税納税通知書

の通知書に、啓発のチラシを同封するなど、所有する家屋の今後について、考えていただく機会を増やしているところでございます。また、空き家所有者の中には、相続した家でお亡くなりになられた方の遺品が大量に残され、整理しないと空き家の利活用が進まないといったケースがございます。最近では、家財の撤去をできる限り生前に整理する活動が大きな話題となっており、「捨て活」や「家じまい」という呼び方もされておりますが、そうした「家の終活セミナー」が、うきは市社会福祉協議会や昨年設立されました全国空き家アドバイザー協議会福岡県うきは支部などによって開催をされておりますので、市でも関係団体と連携を図りながら、空き家の利活用に向けて取組を進めていきたいと考えております。うきは市内では、近年、空き家をリノベーションした古民家宿が増えており、古民家宿として現在25軒近く再利用がされておりますので、今後も民間事業者などによる、様々な空き家の活用が進むよう期待をするとともに、今後とも空き家バンク制度と併せ、「空家管理活用支援法人」等とも連携をして、空き家問題の解決に向けて取り組んでまいりたいと、このように考えているところであります。

○議長（江藤 芳光君） 4番、樋口議員。

○議員（4番 樋口 隆三君） 見解をいただきました。

いろいろな対策をですね、講じてされてある。昨年の12月に策定改正されました、この空家等対策特別措置法、これ新たに管理不全空家というですね、種類が加わったと、そういうふうの確認をしておりますけれども、自治体がいろんな対応策をですね、拡充することができるように、そういった特定空家に至る前の管理不全空家というものを、今回、策定をされたということでございます。現在ですね、この管理不全空家それから特定空家がですね、どのくらい存在されているのかと、そうなっている空き家がどのくらいあるのかという実態をですね、まず確認しておきたいと思っておりますので、管理不全空家、特定空家の件数等の現状をちょっと教えていただきたいと思っております。いかがでしょうか。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 建設課長に答弁をさせます。

○議長（江藤 芳光君） 雨郡建設課長。

○建設課長（雨郡 智也君） 現在、管理不全空家とですね、特定空家の件数ですが、管理不全空家はございません。特定空家が1件ございます。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 4番、樋口議員。

○議員（4番 樋口 隆三君） 特定空家が1件と管理不全空家1件、非常に認定が厳しいのかなという感じがしておりますけれども、市のほうが把握している数が0件と1件ということでございますか。ちょっとそこら辺、確認をしたいと思っております。

- 議長（江藤 芳光君） 高木市長。
- 市長（高木 典雄君） 建設課長に答弁をさせます。
- 議長（江藤 芳光君） 建設課長。
- 建設課長（雨郡 智也君） 今、管理不全空家とですね、特定空家という名称で指導しているのが0件と1件でございます。
- 議長（江藤 芳光君） 4番、樋口議員。
- 議員（4番 樋口 隆三君） ちょっと私の質問が悪かったのかと思いますけど、うきは市内にある空き家といますか、それはどのくらいあるんでしょうか。
- 議長（江藤 芳光君） 高木市長。
- 市長（高木 典雄君） 空き家の数については、もう議員も御承知かもしれませんが、うきは市空家等対策計画の中にも記載をしておりますけれども、今742件ということであります。
- 議長（江藤 芳光君） 4番、樋口議員。
- 議員（4番 樋口 隆三君） 空き家として存在するのは742件、そのうち管理不全空家、特定空家に該当するのは、その特定空家が1件あるだけと、そういうふうな理解ですね、分かりました。単なる空き家というのが742件あるわけでありましてけれども、実態をですね、本当に住もうとして住める空き家なのか、それとも手を入れなければならない空き家なのか。その辺の把握はどんなんでございますか。教えていただきたいと思います。
- 議長（江藤 芳光君） 高木市長。
- 市長（高木 典雄君） 建設課長に答弁をさせます。
- 議長（江藤 芳光君） 建設課長。
- 建設課長（雨郡 智也君） 742件の内訳でございますが、管理が特別問題なくですね、今の現在のままで利用可能な件数が253件とですね、管理が行き届いていませんけど、比較的軽いところで、修理することで可能なのが318件、それとですね、倒壊とかの可能性はないんですけど、現状のままそのままにしておきますと、ちょっと倒壊する可能性があるのが107件で、現状のままではちょっと利用ができないのではないかとというのが64件の、合計742件になります。
- 議長（江藤 芳光君） 4番、樋口議員。
- 議員（4番 樋口 隆三君） 何回も同じことをお聞きして申し訳ないんですけども、ということは、管理不全空家というのはないということで、管理不全空家というのはどういう空き家なんでしょうか。ちょっとそこを確認したいと思います。
- 議長（江藤 芳光君） 高木市長。
- 市長（高木 典雄君） 建設課長に答弁をさせます。

○議長（江藤 芳光君） 建設課長。

○建設課長（雨郡 智也君） 管理不全空家どういった内容かといいますと、まずですね、1年以上誰も住まれてない状態での管理が不十分であり、今後もですね、そのままの状態だと、特定空家のほうに指定される空き家のことを指しております。管理不全空家に対するところが御説明というのは、以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 4番、樋口議員。

○議員（4番 樋口 隆三君） ちょっと管理不全空家という空き家にですね、該当するのではないかと思われるのが、先ほど状況がちょっと厳しい空き家というんですか、107件それから64件、そういったものが存在しているということでございますので、そういった空き家が管理不全空家に少し足をつけてんのかなと、そういうふうに理解をいたしますけれども、ともあれ行政が指導していかなければならない、そういう空き家というのが特定空家でございますので、1件だけということでございます。

ちょっと、もう1つの質問でございますけれども、今ところ特定空家の指導勧告というのは計画されているのかどうか。現在、何件そういった指導、勧告がですね、令和5年度には行われたのか。それから固定資産税の住宅用地特例の6分の1の適用されている措置がですね、撤回が過去に何回か行われたのか。その辺の状況をお尋ねいたします。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 建設課長に答弁をさせます。

○議長（江藤 芳光君） 雨郡課長。

○建設課長（雨郡 智也君） 御質問のですね、空き家に対するの単独計画の予定はございますかというところなんです、今のところ空き家等の苦情等が出た場合はですね、勧告等までは行っておりません。ただ、文書でですね、所有者の方々に取壊しとかそういった分を御説明している次第です。また、そのあとにですね、特定空家の指導と勧告の軽減措置のお話でしたが、昨年というよりも、平成28年度と平成29年に2件ずつございまして、特定空家の指導が4件ですね、勧告が2件、勧告2件ございますので、その際にですね、固定資産税の6分の1の軽減措置のところもですね、2件で、最終的にこの2件はですね、解体されて今のところとしてはございません。

○議長（江藤 芳光君） 4番、樋口議員。

○議員（4番 樋口 隆三君） 分かりました。状況的にはですね、そこまで緊急に対応しなければならない空き家というのは多く存在していないと、そういうふうに理解をいたしました。

そこで、空き家が増えるとどんな弊害があるのかということをおちょっと確認をいたしましたら、1点目にはですね、空き家の建物として修理等の管理ができない。そういう危険な建物になって

いるということで、空き家は建物が古くなることで、建物自体の倒壊でありますとか屋根瓦、窓ガラスの落下等により、通行人に隣地所有者に危害を加えてしまう可能性がある、そういったところが1つの問題、大きな問題になるということでございます。

それから、問題2つ目としては、治安の悪化ということでございます。空き家が放置されることによってですね、不審者の不法侵入とか放火による火災を引き起こす原因にもなると。犯罪に関しましては麻薬の使用とかですね、売買のために利用されたり、性犯罪のために利用されたりするような可能性が出てくると。テレビ等でも放映されてありましたがけれども、最近は殺人事件の犯行現場にも使われたと、この治安の悪化という視点からの問題点ですね。

それから3つ目には、近所間のトラブルを引き起こす原因にもなっていると。県についてはですね、ごみの放置とか、または不法投棄によって、悪臭であるとか近隣に迷惑をかける可能性がある。庭の雑草や樹木が道路に、隣地に越境することでも問題が発生をします。そういうことで御近所間のトラブルの原因になるというですね。

4つ目にはですね、景観の悪影響があると、長い間放置状態が続きますと、ツタ類がですね、びっしりと生い茂るようになってお化け屋敷のようなですね、異常な雰囲気周囲にも放つてしまうと、戸建て住宅地に1軒だけこのような古い空き家があると、近隣の景観にかなり悪影響を及ぼすことになってしまいます。こういった空き家を放置すればですね、このような社会問題化されている現状があることをですね、理解しとるわけでありまして。そんな空き家がですね、本市にはですね、そういう管理不全空家、特定空家に該当する空き家は本当1件しかないということで、幸いでございますけれども、果たして現状はですね、全部そういう状況なのかどうか。やはり先ほど報告がございました171件ほどのですね、空き家については大なり小なりちょっと問題があるということでございますので、その空き家が最悪な状態に陥らないように、早めですね、その問題点を解決をしていくという、そういうことをちょっとしっかりお願いをしたいと思っておりますけれども、この4つの今申しました問題点、もうこれを解決するにはですね、どのような策で臨もうとされているのか。その辺の取組についてお尋ねをいたします。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 空き家をそのまま放置しておきますと、今、議員が4つの事例で御指摘があったように、様々な問題が生じる可能性が出ることで、しっかりとした取組が必要だと、このように思っております。

ちょっと詳細を申し上げますと、今回の調査で742件の空き家があるというふうに申し上げました。前回の調査が確か平成28年の調査だと思うんですが、そのときには776件の空き家があったわけなんですけど、建設課、ちょっと内輪のことを言って申し訳ないですが、建設課のほうが、この空き家問題は大きな問題だということで、課挙げてですね、取組をした結果、解体等

による290戸が解消されております。しかしながら、残りの486戸が残ったままと、この5年間のうちに、また、新たに256戸が空き家となったということで、742戸という数字であります。議員の御指摘については、しっかり受けとめてやらせていただくのと、それから前回の調査ではですね、今の法律用語ではない管理不全空き家と利活用空き家が、大体半々の比率だったんですが、今、圧倒的に8割が利活用空き家になっております。従ってこの利活用空き家をしっかりですね、第三者の皆さんに活用していただくような、そんな取組もしっかり進めていきたいと、このように考えております。

○議長（江藤 芳光君） 4番、樋口議員。

○議員（4番 樋口 隆三君） ありがとうございます。いろんな対策をですね、講じて工夫をされてやっけていただいているということでございます。この間、議員団にですね、この空き家対策のパンフレットをいただきました。この中身を見ておりましたら、非常に全ての空き家についてのいろんな取組であるとか利用する条件であるとか、大変参考になるもので、これをもってですね、空き家をなくすということにつながっていけば、本当にありがたいなと思います。

ただ1つだけ、私、気になったのは、スポンサーがですね、スポンサーの紹介は非常に大きな文字でがんと出されておりますけど、説明する文字がちょっと小さ過ぎるのかなというところもございますので、また、次、作成されるときには、ちょっとその辺のところをですね、参考に検討いただけたらいいのかなというふうに思います。この空き家対策というこのパンフレットをですね、どういったところに配布をされる予定なのか、ちょっとそこをちょっと確認をさせていただきます。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 建設課長に答弁をさせます。

○議長（江藤 芳光君） 建設課長。

○建設課長（雨郡 智也君） 空き家のパンフレットでございますが、今回、作成している部数がまず2,000部でございます。2,000部のところでですね、建設課、うきはブランド推進課のほうにですね、置くような形とですね、あわせて自治協議会のほうにですね、20部ずつだったかな、20部ずつですね、置かせていただいております。今、置いているのは以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 4番、樋口議員。

○議員（4番 樋口 隆三君） そういう公的なところにも配布する1つのやり方としてですね、参考になるとは思いますけれども、ただ、私はもうこの空き家を解決していくというのはですね、社会不安を起こさないという、そういった観点から見ましても、空き家をお持ちのオーナーといえますか所有者、こちらのほうに案内をするということが必要ではないかなと、ですから健全な

ところで見えていきますと、全く必要ないと。しかし、空き家を所有されている方は結構いらっしゃるわけですね。そうなりますと、そういう所有者にこういったパンフレットはどんどん活用いただいてですね、配布して、そういう郵送料等についてはそんな大きな金額ではございませんので、しっかり予算確保していただいてですね、どんどん提供していただく。うきはブランド推進課のほうから、それから建設課のほうから、私もこの質問をするに当たっていろいろ情報といえますか、いろんなパンフレットをほかにもいただきましたけど、非常にたくさんあるんですよ。だからあるものが、ただ窓口に来られたお客様、市民の皆様にご提供するだけではなくてですね、やっぱり積極的に市側が情報を逆に提供して、そして空き家がどんな大きな問題をですね、引き起こすかということをやっぱりPRしていく。訴えていくということが必要ではないかなというふうに私も思いました。ぜひですね、その点はそういうふうに心がけていただいて、やっていただくといいのではないかと、参考にしていただきたいと思います。

それから、先ほど空き家バンクの登録が非常に少ないということのお話でございましたけれども、私、思いますには、空き家バンクの存在というものとメリットをですね、やっぱりパンフレットみたいなものでしっかり空き家所有者にですね、こんな言い方をすれば失礼になりますけど、送りつけるということで、空き家バンクは決して負の財産ではなくてメリットがあるんだということでどんどんですね、そういうPRをしていただきたいと思います。それからいろんなセミナーであるとかワークショップを通じて、この空き家バンクの利用方法であるとか登録のメリットをですね、説明していただきたいな。やっぱりこのインセンティブというのは非常に大事なことでございまして、この補助金がですね、あるのかないのかとか、税制優遇あるのかないのかと、そういったところまでですね。やっぱり周知をしていく。それが必要ではないかなと私は思いますので、どうぞ参考にさせていただいてですね、お願いをしたいと、そういうふうに思います。

空き家バンクの登録が非常に少ないということが、何でそんなに登録ができないのかなということでございますけれども、その対策としましてですね、市長のほうから答弁ございましたように、うきは市が空家対策計画書が今年の4月にですね、策定をされておりますけれども、この策定されたものが本当に現実に有効に展開されているのかどうか。それを近隣の市町村を参考にですね、見ていく中に、ほかの市町村とうきは市とはどこが違うのかなと、そういったところで他市町村のですね、この空き家問題に対する計画書を参考に研究することも、私は必要ではないかと。そういう意味では、他市町村のですね、視察を行うとか、見聞をそういう形で広めながらですね、対策を考えていくと。そういう意味で、特に資料のですね、4のほうにちょっと付けておりましたけれども、これは都道府県のですね、空き家バンク設置済みの市町村の割合ということで、左側にちょっと少し説明書きがございまして、7行目あたりからですね、市町村の割合、棒グラフのですね、一番最低に少ないところというのは沖縄でございまして、この沖縄県の

割合がかなり低くなっていると。高い出生率、沖縄はですね、高い出生率に支えられて、他の都道府県のように人口減少と高齢化が深刻化していないために、移住・定住の促進による地域活性化策を打ち出す市町村が少ないことによると考えられると。平成23年度とですね29年に調査をされておりますけれども、この中で断トツに平成23年に取ったデータでですね、大分県が断トツに高い数字を挙げております。全国的には福井県と大分県が1、2番を争うような、そんなに空き家バンクがですね、必要であるということで、その取組が現実にはですね、展開されているわけでありまして、そういう意味では、大分県のお隣の日田市はですね、そういう県の中でも、空き家バンクがしっかり対策が取れているのかなというふうに思いましたので、ちょっと大分県の空き家対策計画書をですね、見ておりましたら、若干うきは市とは全く同じではありませんけれども、いろんな補助金関係の項目が少し多くですね、出されていたと思います。

資料の5のほうにはですね、そういう意味で、既存住宅への補助制度等ですね、そういったものが充実をされているということで、ちょっとピックアップしたところでございますけれども、表の6として、既存住宅への補助制度、それから表の7、これはちょっとあの表の7という表示はございませんで、空き家バンクに関する補助制度、それから表の8は、これ表の7が正解でございます、流通、利用促進に関する補助制度、うきは市も相当補助制度をつくってですね、対応しておりますけど、さらにですね、空き家バンクの登録が、昨年1年間で1件もなかったということから見ますと、取組を強化するという意味で、何らかのこの補助制度をもう1点、2点増やして、空き家バンクの所有者がですね、そういうふうにしっかり対策に登録をして取組をしていけるように、補助制度を有効にですね、増やしていただけたらなど、そのように思うわけでありまして、他市町村に視察に行くということ、それから新しく何か特効薬のある補助制度を提案する。その点についての見解をお願いをしたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 通告の2ですね。2番、分かりました。

通告2で答弁願います。高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま、うきは市空家等対策計画について、空き家に係るさらなる補助制度の充実についての質問をいただきました。

本市では、「空家等対策の推進に関する特別措置法」第6条の規定に基づき、国が定めた基本指針に即して定める、空き家等対策を効果的かつ効率的に推進するために、地域の実情に合わせて、総合的かつ計画的に実施するために、先ほども答弁をさせていただきましたように、「うきは市空家等対策計画」を令和6年4月に策定したところであります。御指摘の日田市の空き家等対策計画を拝見いたしましたところ、補助制度については、うきは市でも既に取り組んでいる補助事業がおおむね掲載されているのではないかと、このように理解をしております。しかし中には、うきは市では行っていない補助制度もあるようですが、一方、うきは市も他の自治体ではあ

まり見られない補助制度を実施しており、例えば「子育て世帯等マイホーム取得支援補助金」があり、これまで子育て世帯の新築住宅取得を支援の対象としておりましたが、今年度より、中古住宅の取得につきましても対象とし、補助制度の充実を図ったところでございます。議員御指摘のように、空き家の流通と利用促進に向けた政策や制度の充実は、重要なことだと考えますが、新たな施策に関することでもありますので、現段階での具体的な回答は控えさせていただきたいと思っております。

○議長（江藤 芳光君） 4番、樋口議員。

○議員（4番 樋口 隆三君） 特に特効薬というのはなかなか難しいわけでありまして、何らかの予算措置が図られましたらですね、ひとつ、いいアイデアを出して取り組んでいただきたいなど、そのように感想を述べておきたいと思っております。

空き家はですね、人口減少それから高齢化の波がですね、日本社会における大きな特徴と言っても間違いありません。まさにうきは市はその渦中にある農山村地域でございまして、世代間の相違がそのまま生活空間の違いにも発展しているのが、現代社会の大きい特徴かもしれません。より快適な家のづくりは、若い人たちの中では、特に重視され求められる条件でございまして。一度利用されたものを再利用して、生活必需品にですね、格上げするというのは容易なことではございまして、空き家バンクには大切に再活用していく精神性がですね、見られる。そういう信念が見られるところであるというふうに私は思っております。今後、空き家バンク登録がですね、重要になっていくことは、もう間違いのないことでもありますから、しっかりとした対策で空き家バンクを充実させていただきたいと考えます。

以上で、ちょっと空き家対策についての御質問を終了させていただきます。

次には、3番目でございますけれども、書かない窓口の導入で行政サービスのアップを図ると、これについては、最近ですね、住民サービスの向上を目指して、書かない窓口を導入する市町村が出てきております。市庁舎の窓口に来庁する市民の皆さんが、住民票や印鑑登録証明書等ですね、交付を受ける際、申請書を手書きで記入することなく、受付を済ませることができるのが特徴だとされております。同時に、複数の手続を1か所で済ませることが出来ますワンストップサービス、これも導入されております。デジタル庁ではですね、住民と職員双方の負担軽減を図る施策としまして、この自治体窓口DX、書かないワンストップ窓口を推進をしております。

そこで、うきは市でもですね、この自治体窓口DXを活用した書かない窓口サービスの導入に向けてですね、取組が必要だと思っておりますけれども、この実施の予定はないのか。また、今後、導入をですね、検討してはどうかと、その辺の見解をお尋ねをいたします。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） ただいま、「書かない窓口」導入による行政サービスアップについて、

「自治体窓口DX」を活用した書かない窓口の導入について御質問をいただきました。

現在、総務省では、自治体DX化に欠かせない情報システムの標準化・共通化について、ガバメントクラウドを活用した標準準拠システムの円滑な移行を、令和7年度末までに目指すと、このようにしております。このことから本市も現行のシステムを標準仕様に合わせるため、市役所内に、副市長をトップとするシステム標準化・共通化プロジェクトチームを組織し、今までできていた業務が標準仕様に合うかどうかの洗い出しを行い、また、今後、どういった業務の変化が求められているのか検討を進めているところでございます。

自治体DXで業務の簡素化、迅速化、行政の効率化等の成果を上げるためには、単なるシステム刷新にとどまらず、標準システムを前提としたオンライン手続の業務プロセスの見直し、関連業務も含めたシステム最適化などに取り組むことが必要であります。書かない窓口の導入につきましては、自治体システムの標準化を推進しガバメントクラウドに接続した後に、先行自治体の取組等を参考にしながら、窓口業務の改革についても、住民サービスの向上と職員負担の軽減を図るためにも取り組んでいきたいと、このように考えております。

○議長（江藤 芳光君） 4番、樋口議員。

○議員（4番 樋口 隆三君） 御説明にありましたように、私もウェブサイトを見ながらですね、こういう情報を知り得たわけでございまして、こういう合理化をしっかりと一方では進めていくというのは、非常に大事なことではないかと思えます。

資料6を見ていただきますと、この自治体窓口DX、書かないワンストップ窓口の概要が示されておりますけれども、これはウェブサイトのほうから取った内容でございまして、市民の皆様はなかなかそういう情報をまだ御存じないのではないかなと思えますので、私たちも初めてこういうサービスに対してですね、取組が開始されているということ、今、見解の中で知っていているわけでございます。ここには地方自治体との競争を通じて、この地方自治体における、書かない、待たない、回らない、ワンストップ窓口を実現することで、地方自治体窓口の誰一人残されない、人に優しいデジタル化の実現をですね、目指しているということでございます。具体的な内容としまして説明がありましたので、ちょっと確認をしたいと思えます。中身としましてはですね、この申請届出書の作成に自治体が保有するデータを活用する。本人確認を得て複数窓口で連携をしていく。必要な手続が1つの窓口で完了すると。

2つ目にはですね、申請届出書の住所等は、マイナンバーカードや自治体が保有する情報をもとに自動入力されるということでございます。そういう意味では、このマイナンバーカードが現在どのくらいは市ではですね、進まれているのか、登録されているのか、ちょっとその辺のところ数字、通告はしておりませんでしたけども、分かりますれば教えていただきたいと思えます。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 今、議員御指摘のように、書かない窓口ではなくて、4ない窓口ということで、住民との接点となる窓口の改革で、今ありました書かない窓口、待たない窓口、迷わない窓口、行かない窓口、4ない窓口が、今後、重要になるというふうに承知をしております。こういう取組を我々、「フロントヤード改革」というふうに称しております。

そして、もう一方が、さっき答弁させていただいていますように、バックヤード改革、地方公共団体の内部事務に係るデジタル化で、令和7年度までに求められているガバメントクラウド移行、これも大きな我々の今求められている案件であります。したがって、先ほど答弁させていただきましたように、このバックヤード改革、ガバメントクラウド移行に、今、全精力を傾けておりますので、行動、推移を見ながらですね、4ない窓口というか、フロントヤード改革に取り組んでいきたいと考えております。

○議長（江藤 芳光君） 4番、樋口議員。

○議員（4番 樋口 隆三君） ありがとうございます。マイナンバーカードが実際に利用されなければ、窓口DXが進まないのかということ、そういうわけではないということでございますか、そんなふうな理解でよろしいでしょうか。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 総務課長に答弁をさせます。

○議長（江藤 芳光君） 石井総務課長。

○総務課長（石井 太君） 総務課、石井でございます。

議員のほうからですね、今日、資料6をいただいております、これ非常に分かりやすいんで、これで説明させていただくとですね、絵の左下のほうに3段字陰になっている基幹系システムと書かれているところがあります。これを今標準化を進めております。この標準化が進む来年の、25年度末までにやりなさいというふうに言われてますんで、これを今最優先で進めております。これによって、先ほど議員がおっしゃる窓口DX、いわゆる書かない窓口あたりのシステム、あるいは仕組みをつくっていくこととなりますけれども、まずは市長も御答弁されていますように、この標準化を急いでいるところであります。この標準化が進んでいきますと、今度は保有データをもとに自動入力というふうなところで、ここでマイナンバーカード等に登録されている情報が使われることとなります。当然12月からは医療関係のほうもマイナンバーが適用になりますんでですね、徐々に徐々にその普及率は進んでいくと思っておりますけれども、今は順立ててその準備を進めているところでございます。それでマイナンバーがなければできないということではないんですけども、やはり、ないことにはその情報連携は非常に限られてくるというふうなことになるかと思っております。

○議長（江藤 芳光君） 4番、樋口議員。

○議員（4番 樋口 隆三君） であればですね、余計にやっぱり住民の皆さんに訴えかけるといいますか、やはり周知が可能であれば、広報等でそういった取組を行っています。また、行う予定であるということで、マイナンバーカードというのは、こういったところにも活用されるというようなPRもですね、必要だと思いますけど、その辺はどうなっておりますかね。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 市長公室長に答弁をさせます。

○議長（江藤 芳光君） 吉松公室長。

○市長公室長（吉松 浩君） 市長公室長、吉松でございます。よろしくお願いいたします。

議員さんおっしゃいます、マイナンバーの活用方法については、従来までも様々な形で市民の方々に広報、周知をしているところではございますが、先ほどの議員の御質問の中に、御本人確認をする中でマイナンバーカードは必須かということのお話がありました。もともと書かないワンストップ窓口、この前段として、私どもは情報システムの全国的標準化を進めようということを考えておまして、このことについては常々議会などでお話をしているところでございます。その後に、こういったワンストップ窓口ということになってまいりますと、やはりマイナンバーを活用したほうが、より効率的で市民の方々の御負担も少なくなるのかなと思っております。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 4番、樋口議員。

○議員（4番 樋口 隆三君） 内容的には理解をいたしました。

資料の7をちょっと見ていただきますと、そういうDXのですね、結果というのは、こういうことになるんだということで、書かない窓口スタートということで説明をしておりますけれども、窓口連携の部分ですね、見ていただきますと、同じ項目を何度も記入せずにですね、自分の希望する処理または申請が可能になると、これ例として茅ヶ崎市に6人家族で引っ越すために、転入届等の手続をしたい世帯がですね、夫、妻、祖父、子供3人いた場合には、この記入回数対照表に示しておりますけれども、導入後、導入前という形で比較をしますと、導入前は40回記入しないといけない。例えば氏名であるとか生年月日であるとか続柄であるとか、そういう40回に及んで記入する必要がある。それが導入後はですね、4回で済むんだと、そういうふうに業務改善が図られる。どんどん進化を遂げていくと。そういうような結果をですね、生んでいくということでございますので、ぜひともいろんな施策が市の行政の効率化、そして、また、住民の皆さんの利用しやすいですね、行政になっていきますように、私たちもいろんな面で応援をしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

以上で、質問を終わらせていただきます。

○議長（江藤 芳光君） これで、4番、樋口隆三議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開は11時30分より行います。

休憩します。

午前11時13分休憩

-----  
午前11時30分再開

○議長（江藤 芳光君） 再開します。

次に、8番、竹永茂美議員の発言を許可します。8番、竹永茂美議員。

○議員（8番 竹永 茂美君） 8番、竹永です。

一般質問に入る前に、まず、市長におかれましては、12年間、市長の激務に邁進され大変お疲れさまでした。恐らく土日もないような激務であったのではないかなというふうに思っております。

一般通告書が5月27日に提出しましたので、その後、6月1日の西日本新聞の市長退任の記事を見まして、2つだけ、簡潔に問題が進まなかった原因をお伺いしたいと思います。

まず、1点は、ごみ処理場問題が進まなかった原因は、市長はいかがお考えなんですか。

○議長（江藤 芳光君） ちょっと、これは通告外になりますので、それはもう控えてください。

○議員（8番 竹永 茂美君） どうしても時間的なタイムラグがありますし、今日は、最後の機会だったと思ったんで質問したんですが、先へ進みます。

実は、新聞を見ておりますと、今、イスラエルのガザ侵攻はとまることがありません。うきは市の人口を上回る3万6,000人以上の人が犠牲になり、大変心が痛んでおります。ガザに住む子供たちは食べ物も薬もなく毎日のように亡くなっています。イスラエルの侵攻をとめるために、県議会や全国各地の議会等が意思表示をしたわけですけれども、うきは市としては、できなかったことに対して大変責任を痛感しております。7日の新聞にも、ガザ、学校に空爆、40人死亡ということがあり、元学校の教員としても大変心が痛んでいるところです。

それでは、第1番目の質問に入ります。若者やお年寄りが住みやすいまちづくりについてということで、1番、高齢者の見守り活動について、児童・民生委員、福祉委員、老人クラブとの連携についてお伺いします。

先日、議会初日に厚生文教常任委員会の委員長から報告がありましたように、児童・民生委員さん、それから、そのあと福祉委員さん、そして、たまたま吉井老人クラブの総会等ありまして参加したときに、それぞれに健康維持や見守り活動をやられてあるということは分かったんですけども、この3者の連携がどのようになされているのかなというのが疑問になりましたので、

お尋ねいたします。また、6年間の孤独死の実態と対応につきましては、先ほど言いました児童・民生委員さんたちの話し合いの中で、民生委員さんたちがそういう孤独死にあったという話をされましたので、その辺の実態と、そのときの対応をどのようにされているのかお伺いしたいと思います。

2番目は、2024年度夏季休業中の小学校プール開放について、こども基本法に基づく子供たちの意見聴取と、教育委員会、うきは市の取組について伺います。

3番目は、先ほど言いました厚生文教常任委員会で、保育所と幼稚園の視察にまいりました。その中で、市内保育所の実態と課題について伺いたいと思います。所長さんの答弁では、正規職員を雇ってほしいよねということをご述べられておりましたので、その点について、より具体的な答弁をお願いします。

また、こども誰でも通園制度が始まるということで、テレビや新聞報道されていますが、うきは市の現状と課題についてお伺いいたします。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） ただいま、若者やお年寄りが住みやすいまちづくりについて、大きく3点の御質問をいただきました。

1点目と3点目につきましては、私から答弁し、2点目につきましては、このあと教育長から答弁をさせます。

1点目の高齢者の見守り活動について、民生委員・児童委員、福祉委員、老人クラブとの連携と、過去6年間の孤独死の実態と対応についての御質問であります。高齢者の見守り活動として、民生委員・児童委員の皆様には、各担当地区の「ひとり暮らし高齢者等見守り台帳」の整理と、定期的な見守り活動をお願いをしております。福祉委員の皆様には、民生委員・児童委員や区長など、「地域の皆様と協力した見守り」を行っていただいております。老人クラブの皆様についても、「愛の一声・友愛訪問事業」として、ひとり暮らし高齢者、高齢者夫婦世帯の方などの見守り活動を行っていただいているところでございます。

御指摘の3者との連携につきましては、それぞれの団体の活動の中で、安否確認や支援が必要な高齢者がいた場合などの通報や相談先として、市の保健課や福祉事務所及び吉井地区と浮羽地区の地域包括支援センターがあることをお知らせし、速やかな対応を取ることができる協力体制に努めております。また、民生委員・児童委員会の研修において、「配食サービス」、「緊急通報装置レンタル」、「高齢者等SOSネットワーク事前登録」、「ひとり暮らし見守り協定締結機関」など、本市の高齢者の見守り事業の説明を行い、活動に生かしていただいております。さらに民生委員・児童委員や老人クラブ、うきは警察署、ひとり暮らし見守り協定締結機関などから構成する、「うきは市ひとり暮らし高齢者等見守りネットワーク協議会」を年1回開催し、情

報共有を行い見守り体制の強化を図っております。

次に、過去6年間の市内の孤独死の実態についてであります。正確な実態は把握できておりませんが、地域住民や配食サービス、ひとり暮らし見守り協定締結機関などから、市に通報があったケースとしては、年間数人把握をしているところであり。御親族等に連絡がつかず、数日間、誰も顔を見かけていない場合の対応としましては、うきは警察署に通報し、警察署員が現場に到着した後、警察署員からの指示や指導に従って行動をしております。今後も民生委員・児童委員等による見守り活動が、大きな心の負担とならないよう配慮しつつ、うきは警察署等と連携をして対応してまいりたいと考えております。

3点目の市内各保育所の実態と課題について、そして、「こども誰でも通園制度」の現状と課題についての御質問であります。市内保育所の全体での利用定員は870名となっており、4月1日現在での受入れ園児数は744名となっております。また、職員のうち保育士は、国の配置基準に基づいて必要な人員を配置しておりますので、定数の設定は行っておりません。実数としましては、公立保育所5園では園長を除く保育士数は45名で、うち正規職員が20名、非正規職員が25名となっております。民間保育所等3園の園長を除く保育士数は81名で、うち正規職員が45名、非正規職員が36名となっております。課題といたしましては、安定した保育士の確保と雇用の維持が必要だと考えております。今年度より保育士の配置基準が変更になり、園によっては今よりも多くの保育士の確保が必要となっております。また、年度途中の待機児童問題や保育ニーズも多様化している中で、市として、現在、「就職支援金」や「保育体制強化補助金」等の支給を行い、保育士の確保や保育士の負担軽減を図りながら、働きやすい環境、雇用の維持に取り組んでいるところであります。今後とも課題の把握に努め対応してまいりたいと思っております。

次に、「こども誰でも通園制度」の現状と課題についてであります。国の「こども未来戦略」の中で、全ての子供の育ちを応援し、子供の良質な成長環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化するとされております。具体的には、生後6か月から3歳未満で保育所に通っていない子供を対象に、一定の利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる新たな通園給付制度として、令和8年度より全自治体で実施することとなっております。うきは市としましても令和8年度からの実施に向け、情報の収集や周知に取り組むとともに、利用を希望する保護者や子供たちが広く利用できるよう、実施施設や保育士の確保等の準備に努めてまいりたいと考えております。

○議長（江藤 芳光君） 教育長。

○教育長（樋口 則之君） 2点目の2024年度夏季休業中の小学校プール開放につきまして、こども基本法に基づく子供たちへの意見聴取と、教育委員会とうきは市の取組についての御質問

ですが、うきは市の夏季休業中の小学校のプール開放は、各学校のPTA事業として実施しております。令和6年度のプール開放事業につきましては、山春小学校のみ開放する予定です。山春小学校以外の小学校は、PTA組織のプール開放を担当する委員会での協議の結果、「子供のプールへの行き帰りやプール開放中の子供並びに監視する保護者の熱中症の心配」、「監視する保護者のプール事故に対する責任の重さ」などの意見が保護者から出されたことを踏まえ、PTA理事会に対して、「今年度のプール開放はしない」との提案があり、理事会で承認をされたものです。山春小学校については、委員会からPTA理事会に対し、「プール開放をしたい」との提案があり、理事会で承認をされ実施の予定となっております。

さて、PTAは社会教育法第10条で規定される社会教育関係団体で、会員が自主・自律的に運営を行う任意団体であります。こども基本法においては、「施策に対するこども・子育て当事者等の意見の反映」が、基本的施策の1つとなっておりますが、夏季休業中の小学校のプール開放は、市の施策として行っているものではなく、PTA事業ですので、市としては子供たちへの意見聴取は行っておりません。しかしながら、各学校のプール開放の可否は、保護者の意見が反映されておりますので、当然、保護者が子供の考えを聞いた上での意見だと考えております。

○議長（江藤 芳光君） 8番、竹永議員。

○議員（8番 竹永 茂美君） 3月議会と同じような答弁もありましたけれども、幾つか新たな質問をさせていただきます。

まず、高齢者の見守りで、先ほど見守り協議会を年1回開催されているということでしたけれども、この見守り協議会のメンバーはどのような方なのか。冒頭言いました、児童・民生委員さん、福祉委員さん、あるいは老人クラブの代表の方が入っているのか、そして年1回の会議で十分と考えているのかお尋ねいたします。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 保健課長に答弁をさせます。

○議長（江藤 芳光君） 末次保健課長。

○保健課長（末次 ヒトミ君） 保健課の末次でございます。よろしく申し上げます。

うきは市ひとり暮らし高齢者等見守りネットワーク協議会は、市長が先ほどの答弁のとおり、民生委員・児童委員、老人クラブ、うきは警察署、見守り協定締結機関などから構成をされております。年1回開催をしておりますが、見守り体制として十分というほどではございませんけれども、関係団体が情報共有を行い見守り体制の強化を進めていく上では、年1回の開催頻度で今のところいいのではないかと、担当課では考えております。

以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 8番、竹永議員。

○議員（8番 竹永 茂美君） あとの孤独死の件で、先ほど市長のほうから、年数人の把握があったということがありました。そうすると年数人ということであれば、やはり、ひとり暮らし高齢者見守り協議会等で、そのような孤独死の話とかというのは協議題になっているのでしょうか。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 保健課長に答弁をさせます。

○議長（江藤 芳光君） 保健課長。

○保健課長（末次 ヒトミ君） うきは市ひとり暮らし高齢者等見守りネットワーク協議会の会議の中において、孤独死の対応についてはですね、情報共有をしております。特に、先ほども答弁をしましたように、地域の方の見守り活動が大きな心の負担とならないように、うきは警察署の職員の方がぜひ通報をして、一緒に指示に従って行動するようということですね、情報共有をしております。また、そのほかの様々な高齢者等の見守り事業についてもですね、実際の登録者数それから各事業の説明等を行って、十分な情報共有を行って孤独死の協議を進めているところです。

以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 8番、竹永議員。

○議員（8番 竹永 茂美君） 最後の質問になりますが、そのような協議がなされているということで、特に児童・民生委員さんとの意見交換会の中でも、孤独死を発見したりしたときに大きな心の負担があるんだということを言われて、なるほどそのとおりでなと思ったんですが、そういうひとり暮らし高齢者協議会、あるいは、そういう孤独死があった場合、どのような対応をするべきなのかというような、マニュアルという表現は悪いかもしれませんが、そのようなものの発信は市役所としてどのようなことに取り組んでありますか。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 保健課長に答弁をさせます。

○議長（江藤 芳光君） 保健課長。

○保健課長（末次 ヒトミ君） マニュアルはございませんけれども、民生委員・児童委員の皆様には、家の中で人が倒れているかもしれないと思ったときなどの対応の、QAがある「民生委員・児童委員、主任児童委員活動のためのQA集」を配布し周知をしております。また、今月開催を予定しております民生委員・児童委員研修会においてもですね、再度、周知を行う予定としております。また、民生委員・児童委員さん以外にも、様々な福祉委員さんや地域住民の方にてですね、こういったQAのところの抜粋をしてですね、対応のQAをですね、配布し周知を進めていくように、保健課のほうで取組を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 8番、竹永議員。

○議員（8番 竹永 茂美君） それでは、私のつくりました配付資料、A面の左側上を御覧ください。

大切な方を自死で亡くされた方へということで、これは久留米市保健所が令和3年4月に作成されたものであり、この一般質問をするために福祉事務所をお尋ねしたときに置いてあった分をしております。また、市民生活課のほうに行きましたら、死亡後の手続についてというA4一枚ありましたけれども、こちらのほうが9項目プラス4項目、こちらのほうが20項目ぐらいありますので、私も母を亡くした7年前に多分窓口に行ったとき、こちらのA4のほうをいただいたと思うんですけど、やっぱりもう少し丁寧な周知が必要ではないかなと思いますが、その点について、この死亡後のお手続についての書類等を見直す考えはあるのかどうか、市長にお伺いいたします。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 市民生活課長に答弁をさせます。

○議長（江藤 芳光君） 山崎市民生活課長。

○市民生活課長（山崎 穰君） 死亡後の手続については、亡くなった方の喪主の方に対して、今現在、郵送でこういう手続に持参、例えば保険証とか印鑑とか印鑑登録証明書とか、こういうのを持って手続に来てくださいというような文書をお送りしております。これにつきましては、もうほかの市町村で、もっと見やすいような資料がございましたら、それに変更することはやぶさかではございませんので、うちのほうも情報収集に努めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 8番、竹永議員。

○議員（8番 竹永 茂美君） では、よろしく願いしまして、次の（2）のプール開放についてお尋ねいたします。

4月が始まりまして、吉井小学校1年生、確か30名だと思いますが、元気に登校しています。交通指導しておきますと、上級生が挨拶してくれるので、1年生も「オレンジのおじさんじゃん」という感じでいろんな話をし、子供たちが手を挙げて横断歩道を渡る時には、「いいねいいね手挙げて渡ると自動車からわかるからいいね」というように、子供たちは毎日わくわく、あるいは生き生きして学校に通っていると思います。1学期の半分も終わったのですが、先日、5、6年生が水着を持って登校していました。プール掃除があるということでした。子供たちからすれば、夏休みの一番楽しい活動はプールではないかなというふうに思っております。

お配りしました資料のA面の下のほうに、筑前町プール開放、町民プール監視員アルバイト募

集ということで、今年の5月7日にされています。筑前町ではプール開放が6月22日から9月1日まで行われます。その費用は9番に書いていますように、町民プール監視員謝礼が389万円、その監視員に対する保険料が2万9,000円等で、約400万円ぐらいの費用をかけて、まちとして取り組んであります。

一番下、10番が、うきは市なんですが、百年公園や調音の滝公園でプールを開放されています。そのプール監視員の業務委託料が631万5,000円と挙がっております。これに交通指導員さんたちが交通駐車場の整理をする等々してあります。筑前町のプールには、小学生は無料で来れますので、たくさんの子供たちが土曜、日曜に来ていますし、中学生も大人も来ています。うきは市の調音の滝公園は、去年の交通指導委員さんに聞くと、オーバーツーリズムで駐車場の問題が起きていると思っています。うきは市の子供たちにとって、やはりプールを開放すべきではないか。先ほど教育長は、PTAの行事だからと言われましたけれども、うきは市も調音の滝と百年公園は市の事業として取り組んであります。

市長にお伺いします。夏休みの子供たちの楽しい思い出のために、市の予算として小学校のプール開放、保護者の負担にならないような監視員の配置をするお考えはありますか、お尋ねいたします。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 議員も御承知かもしれませんが、プール監視員については、行政のほう平成24年度までは予算を計上しておりました。しかし、当時、全国的にプールでの事故が多発したこと、配置したプール監視員の態度や責任の重さなどから、プール監視を保護者が行うことに移行したというふうに向っております。今そういうことで、先ほどから教育長のほうから答弁があったように、夏季休業中の小学校のプール開放は、市の施策として行っているのではなくて、今までの経緯を踏まえた中でPTA事業で行っておりますので、そういうことを尊重していきたいと、このように考えております。

○議長（江藤 芳光君） 8番、竹永議員。

○議員（8番 竹永 茂美君） うきは市を背負って立つこれからの子供たち、そして開放が無料ということで、家庭的な経済的な問題を抜きにして楽しみにすることができます。市の施策としても百年公園や調音の滝公園は、プール監視費用、委託料を組んでいるわけですから、各学校に、繰り返しになりますが、保護者や負担しないような施策として、各小学校のプールを開放する考えはないのか、再度お伺いいたします。

○議長（江藤 芳光君） 樋口教育長。

○教育長（樋口 則之君） 繰り返しになりますが、小学校の夏季休業中のプール開放につきましては、PTAで協議をして決定をするということになっておりまして、本年度、山春小学

校だけが開放の予定であるということです。その中で、出された意見としまして、重複しますけれども、やはり保護者の意見として、コロナウイルスなどの感染症の心配、プールの行き帰り、開放中の熱中症の心配、コロナ流行前からプールを利用する子供の数が減少している。プールの利用者が少なくても保護者の監視の人数が変わらないので負担が大きい。プール事故に対する監視する保護者の責任が重い。学校によっては、うきはアリーナのプールを活用している子供が増えていると、こういう保護者の意見も聞いております。そういうところを踏まえまして、今後、また、各部、学校のPTAからの要望がありましたら、また、研究を今後してまいります。

○議長（江藤 芳光君） 8番、竹永議員。

○議員（8番 竹永 茂美君） 私が何回も言ってるんですけども、保護者負担や責任が重いので、市として取り組んではいかがですかということを市長にお伺いしましたので、市長の答弁を求めます。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 先ほどから教育長が答弁しているように、今、PTA事業で行っておりますので、先ほど教育長も答弁したように、PTAのほうから、また、そういう御要望があれば、また、その段階で検討していくものであると認識をしております。

○議長（江藤 芳光君） 8番、竹永議員。

○議員（8番 竹永 茂美君） それでは、福祉事務所のほうにお伺いいたしますが、学童保育所のほうは、夏休みのプールの使用についてどのようなお考えでしょうか。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 福祉事務所に答弁をさせます。

○議長（江藤 芳光君） 佐藤福祉事務所長。

○福祉事務所長（佐藤 重信君） 福祉事務所の佐藤でございます。

学童クラブに対しまして、担当者のほうがですね、5月下旬から6月4日にかけて聞き取り調査を実施しております。その内容について報告させていただきます。

一応、現在、市内には公設民営の学童が7学童と民営が1学童ございます。まず、調査の結果、分かりましたのが、昨年と同様、小学校プールを学童主体で管理し、実施したいが1学童、また、近隣に利用できるプールがないため、ビニールプールで遊ばせたいが1学童、小学校でプール開放があれば利用したいが、開放しない場合、学童での安全管理、水質管理は困難であるため、プールを借りての利用は考えていない。代替案として、ビニールプールで遊ばせたが4学童で、水鉄砲で遊ばせたが1学童で、民営の学童につきましては、民営の保育園のプールが、利用していない時間帯に利用しているというのが1学童ございました。この件につきまして、福祉事務所としましては、学童の判断にお任せしたいと考えております。また、ビニールプールの購入費

用につきましては、学童保育所運営費委託料の中での経費として認めておりますので、そちらのほうで対応をお願いしております。

説明、以上です。

○議長（江藤 芳光君） 8番、竹永議員。

○議員（8番 竹永 茂美君） 以上、報告にありましたように、保護者への負担あるいは学童保育への負担があるということであれば、それを解消するのが行政の仕事ではないでしょうか。また、そのことが子供子育ての基本になるのではないかなと思っております。

最後に、保育所の件でお伺いいたします。正規職員が半分以下ということでした。公立の場合、やはり調査の中でも、正規職員の職員に対していろいろな事故、事件、あるいは保護者対応があったときに、正規でないといけないから負担が重たいという声がありました。そういう意味で、いわゆる保育士の免許を持った職員さんを雇うことは、子供子育ての一丁目一番地だと思いますが、市長、正規職員を雇う考えはあるのかなのか、お尋ねいたします。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） この問題については、度々議員の皆さんから御指摘をいただいております。そのときにもお答えしていますが、今後の公立保育所の在り方につきましては、施設の老朽化、入所児童時の減少等を踏まえまして、時間軸の視点を持って、統廃合や民営化を進めていくというのが基本的な考えであります。しかしながら、昨今、民営化についての課題につきましては、全国的に保育士不足の問題となっている中で、保育士の確保が可能なかどうか。あるいは人口減少の中で、安定的な運営が持続可能なのか等の不安があり、なかなか民営化が進まないのではないかという懸念も持っておりますと同時に、議員御指摘の令和8年度から、こども誰でも通園制度がスタートいたします。こういうことを踏まえまして、どうしても民間保育所では提供できない部分があるとするならば、公立保育所が保育サービスのセーフティーネットとしての役割が求められてくるということもあるのではないかと、承知をしているところであります。

○議長（江藤 芳光君） 8番、竹永議員。

○議員（8番 竹永 茂美君） 福祉事務所の前に行きましたら、先生、おかえりという保育士の学校のパンフレット、県がつくったものがありました。このように、大変、乳幼児の保育園等の確保に保育士の必要性が高まっておりますので、ぜひこの点につきましては、正規雇用を次期市長につなげていただきたいと思います、終わりたいと思います。

2番に入ります。

安全・安心のまちづくり、昨年7月10日、豪雨災害時の福祉避難所、被災者支援、災害見舞金支給の実態と改善点についてお伺いいたします。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） ただいま、安全・安心のまちづくりについて、昨年7月10日の豪雨災害時の福祉避難所、被災者支援及び災害見舞金支給の実態と改善点についての御質問をいただきました。

福祉避難所につきましては、市内19か所の介護施設や福祉事業所等と協定書を締結し、災害発生の可能性のある際に開設を依頼をしております。避難するに当たりまして、支援や個別対応が必要な方は、本人またはその家族あるいは事業所等から、保健課、福祉事務所、市民協働推進課等の各所管課へ連絡をいただき、福祉避難所の紹介や個別に相談を受けるなどの対応をしております。昨年7月の豪雨では、高齢者お二人を高齢者施設に福祉避難として受け入れております。今後とも高齢者や障がい者など個別対応が必要な方は、福祉避難所への避難を呼びかけるとともに、介護施設や福祉事業所、さらには民生委員・児童委員や福祉委員、ケアマネジャー等と連携を図りながら、いち早く安全に避難できるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、被災者支援についての御質問であります。昨年7月の豪雨において、罹災証明の発行業務や現地確認作業、うきは市社会福祉協議会と連携したボランティア活動支援、高齢者宅への聞き取り訪問など、被災状況に応じて様々な支援を行ってまいりました。また、各種支援策につきましては、防災行政無線やホームページ、LINE等で適宜お知らせを行っております。引き続き、様々な手法で市民の皆様への周知に努め、発災時には区長文書や防災無線等でも周知を行い、被災者に寄り添った支援を行ってまいりたいと考えております。

最後に、災害見舞金支給についてであります。住居に被災を受けた市民の皆様に対して、被害の程度に応じて災害見舞金を支給いたしました。災害発生時の翌日より、税務課と福祉事務所にて家屋被害状況の電話確認や現地調査を行い、その結果に基づき、「半壊・中規模半壊」と判断された51世帯に、1世帯当たり5万円、「準半壊・準半壊に至らない」と判断された44世帯に、1世帯当たり3万円を支給いたしました。災害見舞金支給につきましても、日頃から市民の皆様への周知に努め、市役所内部の関係部署と連携を密にし、発災後も速やかな対応ができるよう努めてまいりたいと考えております。昨年7月の豪雨では、大きな被害を受けましたが、この災害を教訓に日頃からの備え各種訓練等を行いながら、防災・減災に努めてまいりたいと考えております。また、防災講習会などを通じて、地域の要である自主防災組織活動の強化を図り、災害に強いまちづくりに取り組んでまいりたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 8番、竹永議員。

○議員（8番 竹永 茂美君） 今回、新しくうきは市総合防災マップというのをつくっていただきました。ただ、これで大変いいのだろうと思うんですけども、ここで例えば市役所の電話番号は、あるいは福祉事務所の電話番号はということが、なかなか探しにくいことがありましたので、これは改定時をお願いしたいのと、先ほど市長が言われましたように、区長文書や防災無線

ということがありましたので、災害発生時には、ぜひ各戸配布をしていただきたいということ強くお願いしまして、2番の質問を終わります。

3番の質問です。法律や条例、規則が守られるまちづくりについて。1番目が、各小学校、各学年の2023年度総授業時数と、2024年度総授業時数の計画について伺います。時間の関係上、吉井小と御幸小についてのみで結構です。また、本年度の超過勤務削減策について、市と教育委員会にお伺いいたします。

2番目、うきは市のハラスメント防止指針と、ハラスメント防止の取組についてお伺いいたします。お配りしています資料を御覧ください。総時数については、小学校が850時間等々になっております。この授業時数を減らすことが、教職員の超過勤務の縮減につながると考えています。下の段は、給食費を完全無償化すれば、学校での徴収管理事務がなくなり超過勤務が削減されますので、その点についてお尋ねいたします。

それからハラスメントの防止につきましては、第2条にありますように、市はハラスメントが職員の個人の尊厳や名誉を不当に傷つけ、その働く権利を侵害する行為であるとともに、職場環境を害することによって職員の能力発揮を妨げ、職務能率的な遂行を阻害するものだとの認識に基づき、職員が互いの人格を尊重し、相互の信頼のもとにその能力を十分発揮できるよう、これに該当する行為を禁止し、その防止及び排除に努めるというのがあります。

同じく、第5条の2項には、職員を管理、監督する地位にある者については、良好な職場環境を確保するため、日常の質問を通じて指導等によりハラスメントの防止、排除に努めなければなりません。このような形がありますが、1月12日、議長室のほうで、市の職員の幹部が大きな声を出して、公文書偽造ではないかということを言われました。その点について、ハラスメント防止の指針が生かされたのかどうかお尋ねいたします。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） ただいま、法律や条例、規則が守られるまちづくりについて、大きく2つの御質問をいただきました。

まず、1点目のうち、本年度のうきは市の超過勤務削減策と、2点目のうち、うきは市のハラスメント防止の取組につきましては、私から答弁をし、1点目の各小学校、各学年の2023年度総時数実態と、2024年度総時数計画並びに教職員の超過勤務削減策については、このあと教育長から答弁をさせます。

1点目の本年度のうきは市の超過勤務削減策についてであります。市では、既にノー残業デーを設定し定時退庁を推進するため、メール等による周知・啓発を行っており、さらに時間外勤務の多い職員につきましては、本人及び所属長にヒアリングを実施し、長時間労働の要因調査を行い、改善に向けた指導を行うなど、時間外勤務縮減の取組を行っているところであります。

また、毎月行っております管理職会議において、所属ごとに毎月の時間外勤務の状況を共有するとともに、時間外勤務命令の流れを視覚的に周知するなど、さらなる時間外勤務の縮減に向けて取組を行っております。今後も、「うきは市特定事業主行動計画」に基づく、有給休暇の取得促進、時間外勤務の縮減等、職員の勤務環境の改善に取り組み、働き方改革の推進に努めてまいりたいと思っております。

2点目のうきは市のハラスメント防止指針と、ハラスメント防止の取組についての御質問であります。令和6年3月定例会の一般質問でも、ハラスメント関係の御質問をいただいておりますので、回答が重複する部分もありますが、ハラスメントにつきましては、パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、マタニティハラスメント、モラルハラスメント、カスタマーハラスメントなど様々な種類がございます。いずれも一般的には、人に対する「嫌がらせ」や「いじめ」などの迷惑行為を指すものとされております。国家公務員においては、平成10年10月に「セクシャルハラスメントの防止等」に関する人事院規則が制定されたことを契機としまして、体制整備が進んでいるところであります。うきは市におきましても、令和2年7月に「うきは市職員のハラスメント防止等に関する規程」を整備し、同年8月に「うきは市職員ハラスメント防止の指針」を作成し、ハラスメント全般への取組強化を行っております。ハラスメント防止への取組につきましては、毎年テーマや対象者を変えたハラスメント研修を実施し、職員1人1人のハラスメントへの理解と、その意識の醸成に努めてまいりました。また、何らかのハラスメントを感じている職員は、相対的にストレス度が高い傾向にあることから、平成28年度より毎年ストレスチェックを実施しております。ストレスチェックの結果を受け、高ストレス者に対しては産業医面談やカウンセリングを実施するなど、職員のメンタルヘルス不調の予防に努めております。さらに職場分析の結果を所属長にフィードバックして、ハラスメントの予防に取り組んでいるところであります。今後におきましても、このような取組を継続し、職場全体としてハラスメントを未然に防ぐことができる、風通しのよい職場づくりに努めてまいります。

○議長（江藤 芳光君） 教育長。

○教育長（樋口 則之君） 2023年度総授業時数の実態と、2024年度の総授業時数の計画についてです。

令和5年9月、文部科学省から、「教師を取り巻く環境整備について、緊急的に取り組むべき施策（提言）」を踏まえた取組の徹底について、年間1,086単位時間以上とされております、標準授業時数を大幅に上回って教育課程を編成していた学校は、令和6年度の教育課程において、見直すことを前提に点検を行い、指導体制に見合った計画とする必要があるとの通知が出されました。これを踏まえた令和5年度の標準授業時数は、吉井小学校では、1年生は900時間、2年生は955時間、3年生は1,023時間、4年生は1,065時間、5年生は1,

051時間、6年生は1,047時間でありました。また、御幸小学校では、1年生は920.5時間、2年生は967.5時間、3年生は1,046.5時間、4年生は1,067.5時間、5年生は1,057.5時間、6年生は1,029時間でありました。令和6年度の標準授業時数計画は、吉井小学校においては、1年生は901.5時間、2年生は945時間、3年生は1,013時間、4年生は1,052時間、5年生は1,046時間、6年生は1,034.5時間となっております。御幸小学校では、1年生は931.5時間、2年生は950時間、3年生は1,024時間、4年生は1,055.5時間、5年生は1,046時間、6年生は、1,038時間となっております。

次に、教職員の超過勤務削減策についてですが、教育委員会としましては、総括健康管理委員会におきまして、各学校の取組状況を学校長が報告し情報共有を行ったり、管理職に教職員の超過勤務の状況を定期的に把握し、実態に応じた教職員への呼びかけ、指導等を行うようにしております。また、令和5年度2学期からは、学校と保護者の連絡ツール（t e t o r u）を構築して、児童・生徒の欠席等の連絡の対応について、教員の負担軽減を図ったところです。各学校におきましても、うきは市教育委員会の指導に沿って、管理職が毎月1日、10日、20日を、月三日を最低限として教職員の超過勤務の時間を把握し、業務内容の確認等を行い、改善策の協議を行っており、マイ定時退校日や計画的な年次休暇の設定も継続的に実施をしております。また、校務支援システム「ミライム」の活用により、会議のペーパーレス化、教材の共有化、うきはっ子応援隊の活用をさらに促進するなど、様々な取組を行いながら、今後も教職員の超過勤務削減に努め、働き方改革を推進してまいりたいと考えております。

○議長（江藤 芳光君） 8番、竹永議員。

○議員（8番 竹永 茂美君） 総時数は若干減ったような気もいたしますが、なかなか心配なところがあります。実は、昨年12月議会前に、11月の超過勤務の実態表を提出、情報公開いたしました。これが、うきは市小・中学校の全教職員のタイムカードというか勤務の実態です。驚くことは、前回も言いましたが、昼休みが全員45分一斉に取れています。これは1枚も間違いなくですね。そうすると資料に配っていますように、A面のストップ不正打刻、これが拡大したものになるんですが、ここに実際とは異なる勤務時間、除外時間を入力してはいけませんというのが令和5年、そして小さくなりましたが、B面にも同じようなことが書かれております。先日、学校の先生と話していましたら、何でこれ45分しないのと言ったら、そのシステムがもう昼休み時間45分間を天引きするようなシステムになっているということをお聞きしました。びっくりしましたが、教育長にお尋ねします。昼休みこの45分はもう天引きするシステムになっているんですかねってないんですか。要するに実態と合っているんですか合っていないんですか、それのみお尋ねいたします。

○議長（江藤 芳光君） 教育長。

○教育長（樋口 則之君） 今のシステムは、議員が御指摘のように、そういうシステムになっております。

○議長（江藤 芳光君） 8番、竹永議員。

○議員（8番 竹永 茂美君） 今の答弁は、県教委の指示違反でもあり、なおかつ、うきは市小・中学校管理規則にも違反するのではないのでしょうか。市長いかがお考えでしょうか。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） ちょっと私自身、実態を承知しておりませんので、ここで明確な回答は控えさせていただきたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 8番、竹永議員。

○議員（8番 竹永 茂美君） それでは、教育長にお尋ねします。

このチラシによる実際とは異なる勤務時間、除外時間を入力してはいけませんというのが令和5年、令和6年も出ていますが、これに違反しているという認識はありますか。

○議長（江藤 芳光君） 樋口教育長。

○教育長（樋口 則之君） 休憩時間は、それぞれの学校で45分を確保するという事は承知をしているところです。それはどの学校も確保されております。ただ、その休憩時間の使い方が、教員によってそのときによって、子供に関わることで時間を過ごす教員もおりますし、そういうことで、それを休憩を取っていないということではなくて、それは、その先生の善意のことでございますので、学校としては45分の休憩時間を確保しているということは、もうこれはどの学校も共通でございます。

○議長（江藤 芳光君） 8番、竹永議員。

○議員（8番 竹永 茂美君） 再度になりますが、これは勤務実態一覧表として出されてあります。ですから、このような設定をすることは、県教委の指示に違反しませんか。そういう認識がありますかということをお尋ねいたしています。

○議長（江藤 芳光君） 教育長。

○教育長（樋口 則之君） 議員の御指摘の休憩時間の打刻について、今後、また学校に聞き取りをいたしまして、今後、研究をしてみたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 8番、竹永議員。

○議員（8番 竹永 茂美君） 一刻も正しい時間を把握し、先生たちの勤務時間、超勤時間を減らしていただきたいと思います。先日の6月1日に福教組の定期大会がありまして、そのとき県の大曲副知事はこのようなことを述べられました。業務改善そして業務支援を配置したり、子供と向き合う時間を確保し、先生方の元気を取り戻し子供の元気につなげていきたいということ

言われました。超過勤務、大変大きな実態がありますし、このようなシステムの不正というのはやめていただきたいと思います。強く要望して、教育長の分は終わります。

最後、時間が4分になりましたが、先ほど質問したことについて、市長のほうから答弁がありませんでしたので、再度質問いたします。——〔発言取消し〕——

○議長（江藤 芳光君） 竹永議員、2番目の通告書から逸脱した質問に変わってきてますよ。

○議員（8番 竹永 茂美君） だから、ハラスメント防止の取組について、——〔発言取消し〕——具体的にお尋ねしています。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） ハラスメントに対する私の対応というか、私の考え方を議員はお聞きになっているのではないかなと思います。3月定例議会にもお話しましたように、選挙で選ばれたことをかさに着て、近年各地で首長や議員のセクハラ、パワハラが問題になっております。さらには行き過ぎた指導や、さらには過剰な資料要求はパワハラに当たると、肝に銘じて私も職務に当たっているところでございます。

○議長（江藤 芳光君） 8番、竹永議員。

○議員（8番 竹永 茂美君） 3回目に言います。——〔発言取消し〕——これはハラスメント防止のことが守られていると市長はお考えでしょうか。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 通告のない個別事案については、回答を控えさせていただきたいと思えます。

○議長（江藤 芳光君） 8番、竹永議員。

○議員（8番 竹永 茂美君） 繰り返しになりますが、3月議会で市長は、私が大きな声を出すのはハラスメントに当たりますかと、オブラートに質問いたしましたら、ちょっと具体的な内容をお聞かせいただかないと、私も判断つかないところがありますということで、この会議録に載っております。それで先ほどのことを具体的に申し上げたのです。本当にハラスメント防止の指針や要綱が守られているとするならば、そこで、そのようなことはしていけないんじゃないですかということができると、ハラスメントの防止ではないかというふうに私は思っています。これはハラスメントの防止の講習会、そして県議会のハラスメント防止対策の事務局にもお尋ねいたしましたけれども、決定的にはやはりハラスメント防止ではないかというふうに考えますということでしたので、そのことを最後に付け加えて終わらせていただきたいと思えます。

市長につきましては、冒頭言いましたように、12年間大変な激務でありましたけれども、残された課題がたくさんありましたので、本当はその原因は何かということをお先ほど言いました、上水道の問題と浮羽中の改築の問題を聞いたかったのですが、できませんでしたので終わります。

○議長（江藤 芳光君） これで、8番、竹永議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開は13時45分でございます。

休憩に入ります。

午後0時31分休憩

-----  
午後1時45分再開

○議長（江藤 芳光君） 再開します。

午前中に引き続き一般質問を行います。

次に、1番、権藤英樹議員の発言を許可します。1番、権藤英樹議員。

○議員（1番 権藤 英樹君） 1番、権藤英樹です。

議長から許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

本日は、3名の議員から一般質問がありまして、冒頭で、皆さん高木市長の12年間の市政運営について、敬意の言葉を述べられていたというふうに思います。私も同感の思いですが、私の質問自体が、全体としてそういうふうなつくりになっておりますので、ここでは、あえて御挨拶は申し上げずに、一般質問にて、市長とこれまでの12年間、そして今後についてお伺いをできればというふうに思っております。よろしく願いいたします。

本日は、1点、高木市政12年の成果と今後の課題についてということで、細かくは2点お尋ねをいたします。今回、この質問にいたしましたのは、先ほど申し上げたとおり、高木市長が今期で御勇退をされるということで、市民の皆さんの中で、非常に市政に対する関心が高まっているというふうに認識をしています。

また、一方で、市政の課題というところについては、詳しい方は様々課題について認識があるかと思いますが、そうでない方に関しては、今、本市がどのような状況にあって、市民お1人お1人が考えるべき課題としてどういったものがあるのか。そして、今後、そういったものに対してどのような取組または市民の皆さんの御協力があればいいのか、そういうことを考える機会になるのではないかとこのように思いましたので、今回は一般質問の中で、この内容について市長にお尋ねをしたいという思いから、2点質問をさせていただきます。

1点目が、12年間の市政運営の中で様々な施策をお進めになられて、多くの成果も出されているというふうに認識をしております。その中で、特に高木市長が力を入れられたもの、また、特筆すべき成果をもたらした施策について、ぜひ市長のお声をお伺いしたいというふうに思っております。また、それらの施策や成果ですね、が、今後どのように発展していくことが、市長的には望ましいと思われているのか、あわせてお伺いできればというふうに思っています。

2点目は、逆に課題についてです。これまでの市政運営において、解決に至らなかった、積み

残した課題もあるやと思います。そういった課題についてお伺いをするとともに、その解決策や今後の展望について、市長の思いをお聞かせいただければというふうに思っています。

以上、2点お伺いをいたします。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） ただいま、この12年間の成果と今後の課題について、大きく2点の御質問をいただきました。

1点目の12年間の市政運営の中で、特に力を入れたものや特筆すべき成果、また、これらが今後どのように発展していくことを望むかという御質問でありました。うきは市におきましては、現在、「第2次うきは市総合計画」を柱に、多くの事業を実施しております。この計画の中で、「うきはブランドを絆で結ぶしあわせ彩るうきは市」という将来像を掲げておりまして、私は常日頃からこの将来像を頭に描きながら、市政のかじ取りを行ってまいりました。

そこで、改めて12年間の市政運営を振り返ってみますと、私が、うきは市長に就任したのは平成24年7月であります。まさにこのとき、うきは市は「九州北部豪雨」の被害を受け、多くの市民の皆様の日常を取り戻すため、施策が急務となっていた時期でありました。就任直後ではありましたが、私はこの災害からの復旧、復興、そして被災者に対する支援策を最優先課題とし、その取組に当たる窓口として「災害対策推進室」を設置して、国や県とも連携しながら、早期の復旧、復興を目指してまいりました。その結果、多くの方々の御協力のもと、約3年で未曾有の大災害からの復旧を果たすことができました。そして復旧後の取組としましては、うきは市特有の風土を生かした多くのフルーツに着目をし、「フルーツ王国うきは」のブランド化に取り組みました。

現在においては、議員も御承知のように、いつ訪れてもうきは産の多種、多様なフルーツが並ぶ「道の駅うきは」は、九州・山口エリアの、「みんなが好きな道の駅」ランキングにおいて、9年連続で1位を獲得し続けております。

また、企業誘致策も積極的に推進し、「久留米・うきは工業団地」には、筑水キャニオンをはじめ7社の企業、「三春工業団地」にはROKI福岡をはじめとする3社の企業が進出し、雇用機会の創出にもつながったと思っております。これらの影響もあり市内人口の社会増、いわゆる転入者は増加傾向にあり、国立社会保障・人口問題研究所が示す最新の人口ビジョンにおいて、5年前の調査結果と比較すると、2050年のうきは市の人口推計値は約2,000人もの上方修正がなされました。

そして、最後になりますが、目に見えぬ成果として、安定した財政運営が実施できたのではないかと考えております。この12年間、公営住宅、火葬場及び生涯学習センターの建て替えなどの公共施設改修工事に加え、小石原川ダム建設事業に係る費用負担など、多額の経費を要する事

業も実施してまいりましたが、現在の財政状況を就任時と比較しますと、基金におきましては約1.5倍の増加、市の借金である市債残高については、繰上償還等を実施して大きく減少させることができました。このことから、地方自治の原則でもあります「最小経費で最大の効果を上げる」という、理念に沿った市政運営ができたのではないかと考えております。午前中も高木議員のほうから質問がありました。その際、お答えしたんですが、当座うきは市にとって多くの財政負担が求められます4つの事業、1つが、うきは西部工業用地造成事業の負担金、そして2つ目が、浮羽中学校の建て替えの事業費、そして3つ目が、浮羽消防署浮羽出張所の建て替えに伴う負担金、そして4つ目が、西隈上団地等の整備事業費、この当座に必要な経費については、しっかり確保させていただいていると、そのように思っているところであります。

それから、これらの取組がどのように発展していくことを望むかという御質問であります。まず、災害対策につきましては、大雨時による河川氾濫を防ぐため、現在、昨年7月の豪雨災害で被害の大きかった巨瀬川流域において、国、県と連携して、「筑後川水系巨瀬川流域緊急治水対策プロジェクト」が進められております。このプロジェクトにより、市民の皆様の不安が取り除かれ、少しでも安心して暮らせる地域になることを望んでおります。

企業誘致策につきましては、先ほどから触れていますように、新たな工業団地、うきは西部工業用地造成事業に向け現在準備を進めているところでございまして、さらなる雇用の創出そして地域経済の好循環を生むきっかけとなることを望んでおります。これら以外の事業につきましても、市民皆様の生活により一層の幸せと潤いをもたらす、冒頭申し上げた、「うきはブランドを絆で結ぶしあわせ彩るうきは市」実現のための施策の1つとして、発展していくことを期待しているところであります。

2点目の積み残した課題とその解決策や、今後の展望についての御質問をいただきました。

議員も御承知のように、この「うきは」という地は、日本百選が幾つも存在する固有の「地域資源」と古墳や山城跡が数多く点在する、古代からの「歴史資源」に満ちあふれた地域であります。私は、このような魅力ある土地柄をブランド化し市内外にアピールすることで、市民の皆様にも「私たちの住むまち、また、ふる里はこんなにすごいところなんだ」という思いを持っていただけるよう、努力をしてまいりました。

その施策の1つとして、土地柄の学術的な検証を行いました。うきはの地の「地形」「気温」「土壌」「風」「水」「雨」「地理」の7つの要素を学術的に調査した結果、フランスのワイン生産で有名なボルドーやアルザスと似た地質・地形を有していることが分かり、この地の農業を取り巻く環境を、「うきはテロワール」と名づけました。また、古代から脈々と受け継がれてきた数々の歴史的遺産を後世に伝えていくことは、文化継承の意味において大変重要であるとの思いから、これらを「うきはテロワールと悠久の古代史」と称して、事あるごとにうきはの大きな

魅力の1つとしてPRをしてまいりましたが、今、思えば市民の皆様に対して、十分に浸透させることができなかつたのではないかと感じております。

それから、我が国は、世界競争力ランキングでは昨年35位、国際的に存在感が低下をしている中、日本再生の鍵は教育と文化の振興だと強く感じておりました。教育振興面におきまして、幼児期からの教育を最重要視、リトミック教育や早期英語音感教育に取り組みました。これらの効果を検証することは難しいのですが、もっと個々に応じた多様な学びや、うきは独自の幼児教育も実施できればよかつたと感じております。

文化振興面におきましては、生活の中に文化の彩りと薫りが感じられるよう、オランダとの文化交流事業、うきは「アーティスト・イン・レジデンス」や、大正時代に安元知之氏が中心となり結成された農民劇団「嫩葉会」の顕彰事業等に取り組まましたが、事業の拡充まで至らなかつたと、思いを持っております。

最後に、解決策や展望についての御質問をいただきましたが、私の12年間の市政運営を振り返り思うことは、「シティプロモーションの難しさ」であります。私は、このうきはの地は豊かな自然環境に恵まれ、心温まる人々が生活をする、すばらしい地域であると思っております。

市民の皆様が安全・安心の生活が送れるよう、様々な施策を実施しながら、それと同時に、うきは市を対外的にアピールしていくことで、市全体の幸福度が上がるよう努力をしてまいりましたが、先ほど申し上げましたように、力及ばずの面があつたのではないかと実感しております。今後の市政の運営について、私からあれこれ申し上げる立場ではございませんので、具体的な事例を挙げての答弁は差し控えますが、今後、人口減少がますます加速化していく中、市政運営のための財源確保や少子高齢化社会への対応が、より一層重要になると推察をいたします。これからも市議会と市執行部が一体となって、この難局を乗り越えていただきたいと思ひますし、私も7月14日の任期満了まで、最後まで「うきは市長」として責務を全うしてまいる所存であります。

○議長（江藤 芳光君） 1番、権藤議員。

○議員（1番 権藤 英樹君） 今、(1)、(2)両方について、市長の思いを述べていただいたというふうに思ひます。本当にですね、恐らく今日は傍聴にもたくさん来ていただけてますし、動画配信でたくさんの方が見られていると思ひますが、今、市長が述べられたようなことですね、これまでの12年間の実績であるとか、あとは今の市の課題、非常に今、明確に細かく幾つかの分野に分けてお話をいただいたと思ひますので、今それを見ている方だけでもですね、今、うきは市の現状はこういうものなのだと、あと、また、こういった課題があるんだなというようなことは、認識をいただけたというふうに思ひます。

その中で、(1)、(2)両方の部分でですね、今、市長が答弁をいただいた中で、幾つかお

伺いをしたいなというふうに思うんですが、まず、1点目は、午前中の高木議員のときにもおっしゃられていた、4つの喫緊の課題の部分の中の1つに、浮羽中学校の建て替えの問題を市長からお話をいただきました。その部分について、市長にもお伺いしますが、もし可能であれば教育長にもお考えをお伺いしたいと思うんですが、現状の浮羽中学校というのが、傍聴されている方、市民の皆様は御承知かどうか分かりませんが、かなり旧浮羽町域は少子化が進んでおりまして、現在、3つの小学校、御幸小学校、山春小学校、大石小学校の児童の皆さんが浮羽中学校に通っているのですが、それだけの小学校を集めても、現状、中学校2クラス、一学年2クラスという現状にあるというふうに伺っています。また、今回の議会で委員会が変わりましたが、これまで所属しておりました厚生文教常任委員会で、浮羽中学校のほうを視察させていただいた際も、多数の箇所で雨漏りがしている。それもポタポタ落ちるぐらいだったらいいんですが、滝のような雨漏りがしていて、もう床面もですね、木目のところは少し傷んでいるというような状態、また、浮羽中学校は昔はモダンな造りだったんですが、外と中が行き来できるような形になっておりますので、外からコウモリが入ってきて、コウモリのふん害があったりというようなことで、とてもその現状、子供たちの教育を行えるような場所に余りふさわしくないのではないかなという認識を持っておりました。その中で、今、市長から喫緊の課題の1つとして、浮羽中学校の建て替えを挙げていただきました。費用については一定の金額がかかるというふうに認識をしていますが、先ほど市長がおっしゃられました、かなり控えめにおっしゃられましたが、私は市長がおっしゃる中で、市民の皆さんにはなかなか分かりにくいところかもしれませんが、一番大きな成果というのは、市長が最後におっしゃられた財政の安定、この部分だというふうに認識をしています。基金が幾つかあるんですが、一般的に使える基金ですね、その部分の積立てがかなり大きくなっているということで、そういったところで、今、市長がおっしゃられたようなことをやれる体力が、うきは市にはあるというふうな御説明だったというふうに思っています。

そこで再質問というふうな形になるんですが、教育長でも結構です。浮羽中学校の建て替えに関しては、先ほど申し上げたような観点から、私ども厚生文教常任委員会としても、一定の見解はいずれは出すと思うんですが、小中一貫というふうな教育の在り方というのも、少し市として検討しないといけない時期にきているのではないかとこのように思うんですが、そのあたりについての市長や教育長の見解を伺えればと思います。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 浮羽中学校の改築については、これまでも多くの議員さんから御指摘をいただいたところであります。その都度、答弁させていただいていますように、やはり議員御指摘のように、老朽化がひどいということ、それから浮羽中学校が設置をしております浮羽町が、過疎地に指定されたということを考えますと、私としては、思い切った対策で地域振興につながる

るような、そういう大きな拠点になるような、要するに教育施設に再編できないかという気持ちを持っているところであります。

○議長（江藤 芳光君） 樋口教育長。

○教育長（樋口 則之君） これまでの議会の中でも、浮羽中学校に関連して、今後の小・中学校の在り方について質問を受けました。

議員が御指摘にあったように、5年後の児童生徒数を見たときに、非常に減少傾向に歯どめがかからないという状況がございます。昨年度の出生数が134名ということで、もうやっぱり5年前に比べて100名近く減っているという現状がございます。そういうところで、これまでの議会のときにも答弁をさせていただきましたが、今後は、やっぱり5年後、5年程度先を見据えて、広域に町域を含めたところで小学校、御幸小学校、大石、山春だけではなくて、御幸小学校も入れたところで小学校、あと、一番の問題になっております浮羽中学校、これをどのような形で建設するのが一番子供にとっていいのかということについて、幾つかのプランを考えていると、検討しているところでございます。

○議長（江藤 芳光君） 1番、権藤議員。

○議員（1番 権藤 英樹君） ありがとうございます。市長と教育長にそれぞれ答弁をいただきました。

市長も教育長もそろってこれまでの議会の議論経過等も含めて、小中一貫ということも含めてお考えがあるというようなことを、今、お話をいただきましたので、私も一つ安心をしたところでございます。市長が先ほど答弁で述べられたように、私もこの機会はチャンスだと思っています。浮羽中学校をそういった形でやり替える際に、小中一貫ならば小中一貫という形にする。それだけただくっつけるというだけで終わりではなくて、そこを中心とした、いわゆるうきは市の教育の在り方というときと大き過ぎるかもしれませんが、小学校、中学校の教育の在り方であるとか、あとは小中一貫9年間で行えることというようなことを明確に示す。いわゆる学校がどういった子供教育に対しての姿勢を持っているかということ、示すいい機会だというふうに思っています。そのことが、今、他市です、よく人口が増えているような地域です、もう釈迦に説法かもしれませんが、そういったところに共通しているものといえば、きちんとしたそういったカリキュラムや教育の目的、また、学校の指針等がしっかりしているような学校があるような地域、また、それを公立校として支える自治体、そういうものがあるところが今人口が伸びている。もしくはそうそういう学校の近隣にある自治体が、人口が伸びているというようなふうにとれるというふうに思っています。ですので我がうきは市もですね、浮羽中学校がそういうふう生まれ変わるときに、そういった学校に生まれ変わることが人口が増えていく、子供たちが増えていくいいきっかけになると思っておりますので、しっかりとその部分は今市長が言われた、これまで積み

上げてきた財政をしっかりと活用しながら、浮羽中学校の建て替えには早急に取り組むべきだというふうに考えを持っておりますので、今、お話を聞いた中での私の思いとして、お伝えをさせていただければというふうに思います。

次の再質問に移らせていただきたいというふうに思いますが、工業用地についても、市長からお話がありました。本当にこの12年間の中で、特に、やっぱり大きいのは久留米・うきは工業団地だというふうに思っています。久留米市域にはなるんですが、資生堂さんが入り、そしてダイハツさんが入りということで、かなり大きなメジャーなですね、会社がこの地域、うきは市も隣接する地域に入ってきた。これだけでも経済効果や雇用の効果というのは、大きなものがあるというふうに認識をしていますし、今、市長が答弁でおっしゃられたように、我が市の企業である筑水キャニコムさんはじめとして7区画が全て埋まって、そして三春の工業団地もですね、最後残っていた用地も売れてということで、本当に今、この北部九州はこういった工業用地であるとか倉庫、そういったものを建てる土地を求めている企業が多くなってきていて、活況な状態だというふうに思っています。その中で、今回、県の事業として県の予算もおおりて、今後、うきは市西部に工業用地を造成していくというような流れになるかと思うんですが、一方でですね、私も議会のほうでは、これまで市長や執行部の皆さんからお話があったように、県の事業としてそういった動きがありますとまでしか聞いてないんですが、新聞報道とかがどこまできちんと報道をしているのかが分からないんですが、昨年の年末にも何も決まってない段階で、半導体に来るだの何だのというような記事が出ました。そして今もまたですね、市民の皆さんの話をずっと聞いておりますと、その半導体の事業が来るんじゃないかというようなことが、まことしやかにささやかれています。私の認識ではまだそういった企業とか、こういった事業が来るかというのは決まってないというふうな認識でいるんですが、その点については、それで間違いないのかということをお伺いしたいと思いますし、また、今、熊本県の菊陽町ですかね、を中心として、本当に半導体の企業が来たことによってですね、まちが大変活況なのはいいんですが、逆に言えば、働き手は限られているわけで、それを奪い合いになるような形で賃金がどんどん上昇していく。もしくは、それによって地域でもともと働いていたお店や産業が、衰退をしていくというような事態が起こっています。こういった点に関しても、市長の見解等を伺えればと。どういうふうな思いでいらっしゃるかということをお伺いできればと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） うきは西部工業用地、また、あとから、また、正式な団地名称が出るのではないかと思います。まだ造成段階に着手したばかりですから、企業誘致どこを誘致するかというのは一切決まっておられません。もう議員御案内のように、九州はかつて昭和の右肩上がり

に、シリコンアイランド九州と大きく騒がれました。その再来ということで、経済界がかなり煽っているところがあって、そういう中で、観測記事としてああいう記事が掲載されたというふうに認識をしております。私どもとしては、県のほうもそういう方向性なんですけど、ぜひやはり今後、企業誘致という視点でいきますと、造成事業のスピード感が求められますので、どちらかというと、造成と企業誘致を並走しながら、しっかり決めて、場合によっては企業が決まって、オーダーメイド式の団地になるような、いろんな方策を考えながら県に提案をし、県と協議しながら、今後、この造成事業が進んでいくべきではないかと、このように思っております。

○議長（江藤 芳光君） 1番、権藤議員。

○議員（1番 権藤 英樹君） こういうですね、開かれた場で、そして今日はたくさんの皆さんにも見ていただいている場で、今こういうやり取りの中でですね、そういう状況ではありませんよということ、今、市長におっしゃっていただくのは、非常に重要なことだというふうに思っています。これを見られている市民の皆さんも、今、正しい認識をですね、理解していただいたんだというふうに思っています。また、今、答弁の中にもありましたが、本当にこの事業これからの事業で、非常に重要な事業だというふうに認識をしていますし、久留米・うきは工業団地と大きく違うところは、本市単独の土地の中で開発をされるということになりますので、やっぱりこれまで私が直接携わったわけではありませんが、久留米・うきは工業団地に関しては、やっぱり大きな久留米市の大きなリードもあったのかもしれませんが、ですが、今後のそのうきは西部に関しては、うきは市がしっかりと県とですね、連携を図りながら、単独でですね、やっていかないといけない事業だというふうに認識していますので、今、市長がおっしゃられる、スピード感とかですね、どういった事業をというところは大変重要なことになるんではないかという認識で、今お話を伺いをさせていただいたところです。

次の質問に移らせていただきます。

課題のほうですね、（2）のほうで幾つか市長がお話をされました。その中で、なかなか市民への浸透が至らなかったというような部分で、うきはテロワールの部分を少しお話をされました。確かになかなか難しいのかなという認識はですね、ありながらも、しかしながら一方で、確かにその風土であるとか、あと、農業が基幹産業であるような部分であるとか、そういったところは、確かにそのボルドーやアルザスに近いものがあるというような認識のもとで、うきはテロワールというようなことでやられていたと思うんですが、確かに私自身もですね、一市民としてまだ議員になる前の状態で、うきはテロワールのこのマークを見てもですね、何がどういうことなのか余りよく分からなかったというのが実態ではありました。そういった中で市民の浸透が低いということをおっしゃられていたというふうに思うんですが、あと、やっぱりなかなか今の市長の答弁を聞いていて思うのは、市民への浸透もそうなんですけど、最後におっしゃられていた、シテ

イプロモーションの難しさというところで、やっぱり外とかほかの方、市民の方、そういった方に、よさとか物事を伝えていくことの難しさというのを、先ほどの答弁で改めて感じたところです。その広報戦略というようなことになるんでしょうが、今、うきは市様々な取組をやられていると思います。ホームページから、ほかは様々なSNSも今活用しているというような状況だとは思いますが、今、市長の思われる中で、直近でこのうきは市を外にPRしていく一番有効な広報手段というかは、どれだと思われませんか、今、市でやられている中で、どれが有効だというふうにお考えか。もしお考えがあればお聞かせいただきたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） これまでシティプロモーションという観点でいきますと、私も直接、東京とか大阪に行って、「うきはテロワールと悠久の歴史」というのを題材に、うきはをしっかりPRをしてまいりました。聞かれる皆さんはみんな驚かれて、そんなまちがあるのかという反応はいただくんですけども、余りにも多過ぎますよね。そういう点では、口コミだけではやっぱり限界がありますんで、今後はそういうマスコミ関係とか、あるいはSNS等の情報発信なんかも、今後、必要になってくるのではないかなと、このように思います。しかし、やっぱり一番基本なのは、そのプロモーションするうきはのよさの素材をですね、しっかりやっぱり押さえてやらないと、なかなか上滑りするようなどころがありますんで、そこは気をつけていかなくちやいけない話だと思います。ちょっと余談になるんですが、ちょうど12年前この議場でも私お話ししたことがあると思うんですが、プロモーションの必要性というか、かつて湯布院さんを出したら失礼なんですけど、40年、50年前はほとんど東京の方に湯布院は知られておりませんでした。別府温泉の奥湯という感じで、いわゆる湯布院を説明するのにすごい時間がかかっていたと。

一方、うきはもですね、なかなか御理解いただかなくて、東京です。久留米市は御存じですか、お隣に大分県日田市は御存じですか、その間ですよというような説明に、本当に32秒ぐらいかかっていたやつを、今、湯布院は1秒で東京の方が分かります。湯布院といえば、そのように、うきはをしていきたいというのが12年前の思いでした。そういう面で、うきはそのものをブランドにする、うきはブランド推進課、組織をつくったんですが、多分その頃、全国広しと言えど、うきはだけじゃないかなと、あのブランドというのが、1つの商品ごとにブランド化というのは当時あったんですが、まちをブランドにするという発想はほとんどなかったんですが、しかし、その思いは強かったんですが、先ほどから答弁させていただいていますように、なかなか浸透ができなかったというのは、もう私の反省すべきところだろうと思っています。

○議長（江藤 芳光君） 1番、権藤議員。

○議員（1番 権藤 英樹君） 今、答弁をいただきまして、やっぱり今の市長の答弁を聞いていても難しいなと、シティプロモーションにしてもですね、外部への浸透というところにしても、

なかなか難しいなというふうに感じました。私は、今、非常に思っているのが、このまちは私が小さい頃はですね、よく外の看板には白壁とフルーツのまちとか、古墳と白壁と何かフルーツのまちみたいなものとかがかかかっていて、今のようなおしゃれなカフェとかもなくですね、売りといえば、その白壁通りもさほど今みたいにまち歩きをする人もなくて、観光に来た方は古墳を見られるかフルーツ狩りをされるかみたいな形ですね、何かお土産物だとかいったら、こけしとかがあったようなイメージがあるんですが、逆に言うと、今のうきは市はそういった古いこのまちの独特の文化みたいなものが、少し薄れてきてるんじゃないかなというふうな思いがあります。特に、市長はいろいろな今までのお話を聞いている中で、文化とか歴史とかに造詣が深いというふうに思っているんですが、そういった市長で、そこに力を入れてらっしゃる市長をしても、やっぱり、こういったものをなかなか外部に発信したりとか、よさを伝えていくというのは難しいものだったんでしょうか。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 最終目標を高く持ってますんで、かなり難しいというお話をさせていただいてますが、今、議員が御指摘がありましたので、あえて御説明させていただきますと、空き家を含めた古民家再生というのは、議員御指摘のように、ここ4、5年でガラリと変わっています。それも民間事業者が中心となった取組であります。今まで、どう言うんですかね、宿泊施設は筑後川温泉と吉井温泉とあるんですけども、RESASで観光分析をかけますと、一人当たりの観光客の消費額というのが、一番低いときは確か472円、普通考えられない。どこの市町村でも5,000円、6,000円は観光客がお金を落としていくんですが、それはそこに宿泊する場所がない。中心地に宿泊する場所がなくて、ただ通過点になっているということでありましたんで、そういう面で行きますと、やっぱり古民家再生の中で、今、古民家宿が25軒、それから古民家をリノベーションしたカフェが、ちょっと数えきれないくらい多くなっております。カフェで申し上げますと、フルーツ王国のみならずですね、スイーツ王国というような表現もさせていただいております。ちょうど平成27年頃にですね、うきはに小倉とか天神から若い御夫婦がうきはに移住して、スイーツ店をやられるんですね。何でうきはにお越しいただきましたかという、いや、うきははフルーツがあるから、このフルーツでスイーツをつくるんだと、そこからスイーツにも着眼していろいろ取組をしていました。たまさか平成27年に日本政策投資銀行が不定期的なアンケート調査で、人口1万人当たりのスイーツ店舗ランキングというのを、その当時、うきはは全然発信していませんでしたから、むろん調査は論外だったんですが、やはりトップは昭和の戦前からスイーツのまち神戸、兵庫県の神戸市が断トツで1万人当たり2.3店舗、そのとき、うきは市は1.4店舗、分母の人口が3万人を切ろうとしてましたんで、4.7店舗で遥かに神戸を抜いている。そこから力を入れたら1.4店舗が今4.0店舗を超えています。人口減

少ししていますけれども、やっぱり店舗の方は、本当にありがたい話なんです、潰れることなく頑張っていたでいる。それは多くの方がうきはに足を運んでいただいている証ではないかなと、このように思っております。そういうことでなかなかシティプロモーションが難しいんですが、それを飽きることなくですね、めげることなくというか、諦めることなく発信し続けることが、いろんな副産物としていろんな形で現れてくるのではないかと、私は強く思っています、ぜひですね、このプロモーションについては、次期政権というか次期市長にもですね、ぜひぜひ考えていただきたいなという思いを持っているところであります。

○議長（江藤 芳光君） 1番、権藤議員。

○議員（1番 権藤 英樹君） ありがとうございます。答弁をいただきました。

スイーツの店舗はですね、本当に増えたなというのと、ありがたいのはやっぱり市民として住んでいる中でですね、やっぱりスイーツショップの皆さんは、地元のおいしいフルーツをしっかりと使っていらっしゃると思いますので、地元のフルーツをなかなか地元に住んでいて食べる機会というのは、生果でしかないんですよね。耳納の里で買ってきたりとか、果樹園の方からいただいたものを、そのまま家で食べるといったら、洗って生で食べるしかないんですが、ああいうふうにはスイーツショップがたくさん増えることでおいしくですね、調整したものをいろんなお店の味で食べられるというのは、非常に市民にとってもいい状況じゃないかなと思っています。当然、買いに来る方々もいらっしゃるということで、先ほど答弁の中にもありましたように、うきは市で使っていただくお金が少しずつ増えていく。そして古民家、今日、樋口議員も古民家についての、空き家についてですね、発言をされていましたが、そういったところがリノベーションされて、宿泊施設になったり人が住んだりできるようになるというのは、非常に好ましいことだというふうに思っています。今そういう答弁をいただきましたので、人口について再質問させていただきたいと思うんですが、一番最初の答弁のときに、その社会増として転入が増えたということで、社人研の推計で将来的に2,000人でしたかね、ぐらいの上方修正ができたということで、確かに人口動態を見ても、下がりやが緩やかになっているのは、私たち議員でもよく分かります。どうしてもマイナスになるのは自然減というか、いわゆる高齢者の方が人口の比率的には多いです、お亡くなりになられる方の数というのが、一定数いらっしゃるということは承知をしていますので、そういった意味での、いわゆる社会増というところに、今の市政の中で寄与されている部分はあると思います。

お伺いしたいのが、今、人口が仮に下げどまるぐらいの転入があるとしてですね、今は少し私問題認識を持っているのが、なかなか、まちのほうから転入をしてくる方がすんなり住める場所というのが、うきは市内で確保できていないんじゃないかなという認識を持っています。二パターンあると思うんですが、集合住宅のような今、コーポみたいのところとかが増えていきますの

で、そういったところに入られる方も多いかもかもしれませんが、あとは、もう一パターンは、山のほうの古い民家とかにですね、暮らすことを望まれる方もいると思うんですが、この後者の方々が、結構いきなり福岡とか東京とかから出てきて、そういったところに住むと、こうじゃなかったなと言って、また戻ってしまうような方が多いというふうには伺っています。やっぱり、いきなり生活環境が変わるといのは難しいんじゃないかなというふうなところもありますので、例えば今、このまちに1回引っ越してくるんだけど、一旦、都会に近いような暮らしができる。例えば、そういうコーポみたいなおとこであるとか、マウンテンヒルみたいなマンションみたいなおとこであるとか、そういったところに一旦住んで、少し慣れてきたら空き家とか古民家とかに入ろうかなというふうな方が、比較的多いんじゃないかなというふうには認識をしていますが、今後、そういった都会の方が、これだけ少し減少が緩やかになるぐらい転入をされてきているということであれば、そういったところというか、本来ならば例えば市営住宅とかを準備をして、市でということになるんでしょうが、今回の西隈上団地とかにしても、今、入られている方が移るぐらいの戸数しか用意をしてないということになりますので、新しく入ってこられるような方々というところが、なかなか移り住むような場所がないんじゃないかなと。確かに空き家をどうにかしていくのも1つの策かもしれませんが、そういった都会の方が移り住むのに、何らか必要な部分というのはあると思います。ですので、これちょっと質問しようかなと思ったんですが、回答もなかなか難しいかもしれませんので、あえてここはお伺いはしませんが、そういった人口が下げどまるというところにおいて、今後、そういったことは、先ほどの市長の答弁を聞く中では、用意すべき課題なのかなというふうには認識をさせていただきました。

もう時間がまだもう少し残っているんですが、実は、この質問の中でですね、これは勝手に私の憶測だったんですが、市長が積み残した課題のほうでですね、水道やごみの話をされるかなと思ったら一切されなかったもので、関連でですね、質問をするのが一般質問のルールですので、発言をされてないことに対して、私が発言するのはルール違反になりますので、ここではもう問えなかったわけですが、最後、まとめさせていただきますが、市長のですね、今回これまでの12年間の取組と、あと、積み残した課題、今後の課題ということを広くですね、傍聴の皆さん、また、動画で御覧の皆さんに、お話をお伺いをいただけたということは、私はここに今日登壇をさせていただいてよかったというふうに思っています。そして、また、前の発言者の皆さんもおっしゃられましたが、本当にこの12年間ですね、恐らくコロナとかですね、本当に想像ができないような状況もあってですね、非常に大変な状況もあったと思いますし、何よりもまた毎年のように激甚災害で、去年もですね、まさか吉井のまちがですね、水につかるというようなことがあるとは、考えもしなかったような未曾有の災害がどんどん毎年のように多発をするという、非常に恐らく市政運営をやる中で、難しいかじ取りを迫られることがたくさんあったというふうには

思います。その中で、今回、成果と課題について様々お伺いをしましたが、こういった形で今、うきは市が次のステップに進んでいくということは、非常に大切なことであるというふうに思っていますし、また、市民の皆さんも今、高い関心を持ってこの状況を見守られていることだというふうに思っています。まずもってですね、これまでの12年間の市長の成果、残されてきたこと、そして積み上げられてきたことに敬意を表しまして、私の質問を終わりにしたいと思いますが、最後に、市長の手が挙がりましたので、市長に一言お願いをしたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 先ほど、2つの個別事項の指摘がありました。

議員からも通告で、積み残した課題という表現がありました。私もその言葉を使ったんですが、ぜひちょっと御理解いただきたいことが1つだけあります。

積み残したという用語を辞書で引っ張りますと、未処理のままにしておくこと。つまり課題を棚上げしているということですが、そんなことは一切ございません。私は、問題の核心は人一倍以上理解をして、そこを踏まえて、ステップを踏んで一つ一つ行政手続を進めている。これだけはぜひ御理解をいただきたいと思います。投げやることは一切ありませんから。

○議長（江藤 芳光君） 1番、権藤議員。

○議員（1番 権藤 英樹君） 大変、失礼をいたしました。

辞書で調べて、今度から一般質問をつくらないといけないなというふうに思いましたが、もう今度はないんですが、本当にですね、そういう思いで申し上げたわけではなくて、やっぱり今後、解決すべき課題といいましょうか、解決にというのがどういう形が解決なのかは問題それぞれあるんですが、そこまで市長の思いの中で至らなかったところというところを、今回はお伺いをさせていただいたというような趣旨での質問でありました。もう皆様お伺いになられたら分かると思いますけど、本当にそういう意味では非常に熱くですね、12年間うきは市を引っ張ってきていただいたということが、今の発言でもよく感じられたというふうに思っています。本当にありがとうございました。

これをもちまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（江藤 芳光君） これで、1番、権藤英樹議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開は15時、午後3時からとします。

暫時休憩します。

午後2時38分休憩

午後3時00分再開

○議長（江藤 芳光君） 再開します。

本日、最後の一般質問になります。

次に、9番、岩淵和明議員の発言を許可します。9番、岩淵和明議員。

○議員（9番 岩淵 和明君） 9番、岩淵和明と申します。

6月議会の一般質問最後ということになります。どうぞよろしくお願いいたします。

私のほうは、今回、昨年6月もマイナンバーカードについて、一般質問をさせていただいておりますけれども、改めて、今回、マイナンバー法が改正されたということも受けてですね、質問をさせていただきたいというふうに思います。

令和5年6月9日公布されておりますけれども、いわゆる改正ナンバー法、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律というのが成立して、健康保険法の一部改正、公布から1年6か月を超えないとして、令和6年12月2日施行されるとしております。

うきは市民への情報提供と、実施に向けた諸課題あるいは問題点についてお伺いをさせていただきます。全部で5点しておりますけれども、まず、1つは、うきは市のマイナンバーカードの交付の現状及びマイナ保険証の登録状況と現在の利用状況、昨年6月報告以降の医療機関で認証できない事例、問合せ等の報告を求めたいと思いますが、これを1つお願いしたいと思います。

それから法律施行が12月2日とされておりますけれども、具体的な作業や移行スケジュールについてお尋ねをいたします。

3点目が、うきは市の高齢者のみの世帯及び一人世帯、国民健康保険税減免世帯等など、マイナ保険証に登録していない世帯に対する処置について、具体的にどのように検討しているのか、お尋ねをしたいと思います。

それから4点目が、うきは市はマイナンバーカードの交付で、乳幼児や特に80代後半を超える世帯において、交付率が低い状況にあります。マイナンバーカードを取得していない方々が、初年度以降も確実に保険証で診療が受けられるのかどうか。その辺についてお尋ねをしたいと思います。

5点目が、介護老人福祉施設や介護老人保健施設などの、施設サービスを受けている被保険者の個々のマイナ保険証の暗証番号やカードの保管、管理状況についてお尋ねをしたいと思います。

以上、5点、ちょっと重複するところもあるかと思いますが、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） ただいま、健康保険証の利用登録がされたマイナンバーカード、いわゆるマイナ保険証について、大きく5点の御質問をいただきました。

1点目のうきは市のマイナンバーカード交付の現状等及び昨年6月以降の医療機関で認証できない事例等についての御質問であります。うきは市のマイナンバーカードの交付件数は、令和

6年5月31日現在2万2,061枚で、交付率は78.19%となっております。また、マイナ保険証の登録状況は、令和6年3月末現在、国民健康保険が63.47%、後期高齢者医療は57.10%となっております。利用状況は令和6年3月の診療分で、国民健康保険が8.90%、後期高齢者医療は、福岡県全体の数値になりますが4.08%となっております。医療機関等で認証できない事例は、医療機関に聞き取りをしたところ、昨年6月以降、数件発生をしておりました。原因としては、マイナンバーカード作成時と現在の顔に変化があるためのようにありますが、現在では医療機関による目視での確認ができるようになったため、認証できない事例は発生をしておりません。また、タイムラグにより被保険者情報等が変更されていないケースの問い合わせが、医療機関から市役所へ1か月に1件程度あっております。

2点目の被保険者証廃止に伴うマイナ保険証への移行スケジュールについての御質問ですが、改正マイナンバー法に基づくマイナンバーカードと健康保険証の一体化により、令和6年12月2日から現行の被保険者証は廃止され、マイナ保険証を基本とする仕組みへ移行することになります。被保険者証が廃止されたあとも、経過措置により、令和6年12月1日の時点でお手元にある被保険者証は有効期限まで利用できますので、令和6年7月にお送りする年次更新の被保険者証は、原則として有効期限の令和7年の7月31日まで被保険者証として利用することができます。また、年次更新の被保険者証をお送りする際には、マイナンバーと被保険者情報がオンライン資格確認等システムに、正確に登録されていることをお知らせするようにしております。被保険者証の廃止に伴う関係条例の改正については、9月議会で御提案させていただく予定としております。12月2日以降は、被保険者証の発行ができなくなりますので、国民健康保険に新規加入される方や異動により内容が変更になる方、また、70歳到達により高齢受給者となる方、さらには被保険者証を紛失された方のうち、マイナ保険証を持っていない方に対しては、被保険者証にかわるものとして、「資格確認書」を交付していくこととなります。「資格確認書」を医療機関等に提示することで、今までどおり保険診療を受けることができるようになります。これらの情報については、今後、広報誌やホームページ等でしっかりと周知していきたいと考えております。

3点目のマイナ保険証に登録していない世帯の方に対して、どのような対応を検討しているかについてと、4点目の改正マイナンバー法施行の初年度以降も、確実に保険診療が受けられることができるかについての御質問につきましては、いずれも関連がございますので、併せて回答をしたいと思います。

議員御指摘のとおり、乳幼児や80歳代後半を超える年齢層については、マイナンバーカードの交付率は低い状況となっております。昨年6月に岩淵議員から一般質問があった時点では、「資格確認書」の取扱いは、本人の申請に基づいて交付することとなっておりますが、現在で

は当分の間、マイナンバーカードを取得されていない方や、マイナンバーカードに健康保険証の利用登録がされていない方のように、マイナ保険証を持っていない全ての方へ、御本人からの申請によらずに、保険者の職権で「資格確認書」を交付できると変更になっております。この変更により「資格確認書」につきましては、当分の間、これまでの被保険者証の年次更新と同様に、マイナ保険証を持っていない方に対して、毎年7月に送付するように予定をしております。こうした取組により、議員が御心配されているような事態が発生しないよう、医療機関等とも連携して対応してまいりたいと考えております。

5点目の介護老人福祉施設や介護老人保健施設など、施設サービスを受けている方の、ここでは大きな概念で、マイナンバーカードの管理状況について御質問をいただきました。

マイナンバーカードは、御本人での管理が基本ですが、施設入所者のマイナンバーカードの管理等については、御本人の状況や御希望等に応じて施設側での管理が考えられます。しかしながら、令和6年5月末時点において、施設などに対して確認しましたところ、市内の特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、グループホーム及び有料老人ホーム等は、入所者のマイナンバーカードの暗証番号及びカードの保管管理は一切行っていない状況にあります。

○議長（江藤 芳光君） 9番、岩淵議員。

○議員（9番 岩淵 和明君） それでは、ちょっと細かい点をお尋ねするかと思うので、なかなか市長御答弁いただけないところがあるかと思えます。担当課のところ、改めてよろしくお願ひしたいと思えます。

今、御答弁いただいたところで、5月31日現在で2万2,061名ということで、78.19%ということでしたね。ということは、私が一般質問に先立って、少し所管のところとお話させていただいたときの数値とは、ちょっとまた変わってきておりますけれども、私がそのときに聞いたところのベースでお話をさせていただくので、数値的にはちょっと若干違ってくるかもしれませんが、お許しいただきたいというふうに思います。

まず、1つは、当時、私が聞いたときは、マイナンバーカードの交付のところが73.9%というところでしたけれども、それからさらに若干上がってきて、5%ぐらい上がってきているというようなことだろうと思えます。ただ、マイナンバーカードを申請していない方については、多分7,000人程度、全住民との関係でいうと、そうなっているんだろうなというふうに思います。4分の1という方がマイナンバーカードを保有していないという現状が、うきは市ですね、現状があるといったところだろうと思っています。

それから、先ほども質問の中で申し上げたように、特にゼロ歳から1歳のあたりのところが、交付されている方の対象が低くなっている。これが一番ネックになっていまして、私が3月末のところを確認したところによると、約39%、4割近い数字の、ゼロ歳から1歳の年齢のところ

で、そういった交付率になっているということです。ただ、これについては、従来、顔写真が必要だったものが、今度の改正で顔写真は要らなくなるということもあって、いろいろ動きがあるのかなというふうに思います。

それから特徴的なところで言うと、さっきも言いましたけれども、85歳以上のところが51%といったところで、これもそういう高齢になると、先ほど顔認証のところでエラーが出たということであれば、そういったことも影響するのかなというところで控えているというのが、実態なんだろうというふうに思っています。

そこで、ちょっと幾つかお尋ねしますけれども、うきは市としては、全人口のところ、今言ったような比率があるわけですが、国民健康保険あるいは高齢者医療制度に基づく後期高齢者の保険所有のところは、多分把握できていると思うんですが、うきは市に住民票を置いている方々の中で、いわゆる、ほかの保険関係に加入されている方が、例えば協会けんぽとか組合けんぽ、それから共済組合等があると思うんですが、その辺の取得状況とかというのは、マイナンバーを取得しているという状況は把握していらっしゃるのでしょうか。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） まず、冒頭に議員が把握されている率が73.9%というふうなお話されました。多分この数字は運用枚数ベースでつかんでおられているんじゃないかと思いますが、ちょっと私が交付率ベースで申し上げましたので、そのところは御理解をいただければと、このように思います。あいにく国保、後期高齢者医療以外にもいろんな健康保険あるんですが、我々職員の共済保険もあるんですが、ちょっと詳しくは、今の時点ではちょっと数字は把握をしていないところであります。

○議長（江藤 芳光君） 9番、岩淵議員。

○議員（9番 岩淵 和明君） ということは、この78.19%というのは、いわゆる受け付けているということですね、ということは、まだ交付枚数ではないということですね。マイナンバーカードを手元にお渡ししているという枚数ではないということですね。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 詳細については、市民生活課長に答弁をさせます。

○議長（江藤 芳光君） 山崎課長。

○市民生活課長（山崎 穰君） 市民生活課の山崎でございます。

交付枚数には、まず、申請件数があつた上での交付という形で、これは交付しているものですが、実際にはですね、転出入とか死亡者等も含まれた枚数になっております。実際の運用枚数というのは、実際に手元にある、うきは市民の手元にある枚数とさせていただいて大丈夫かというふうに思っております。

○議長（江藤 芳光君） 9番、岩淵議員。

○議員（9番 岩淵 和明君） ごめんなさい、ちょっと私の理解が十分じゃなくて申し訳ないんですけど、さっき言ったように2万2,000飛び飛び61、78.19%というのは、死亡された方も含めて、いわゆる今まで発行されている枚数だということですね。当市の枚数、交付している。今後、亡くなる方の枚数は反映していないんですね、引かれてはいないんですね。ちょっとその辺はあんまり数字はあんまりそこを言っても仕方ないんです。要するに国保や後期高齢以外の枚数は分からないということですね。ということは、マイナ保険証として登録をしている方の数値も分からない、そうですね。ということですね。確認。

もう1回言います。マイナンバーカードを保有されている方の枚数は把握できていない。ということは、マイナ保険証として登録をされている方の人数も分からないということですね。うきは市です、当然。うきは市。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） いろんな保険がありますんで、全部掌握しておりませんが、私の職員関係で申し上げますと、ちょっとデータが古いんですが、今年の1月15日現在で、組合員が80.3%、家族が81.2%、合計で80.6%ということになっておりますが、ほかにもいろんな保険があつて、そこについてはちょっと掌握してないところであります。

○議長（江藤 芳光君） 9番、岩淵議員。

○議員（9番 岩淵 和明君） 今、そういう意味では、うきは市のところで把握できるのは、さっき言ったこの2つの保険ということになるかと思うんですね。それでいくとですね、マイナ保険証としての登録の状況について、先ほどどういうふうにしたかな、マイナ保険証のうきは市での登録状況については把握されていますか。国民健康保険と後期高齢者医療制度のマイナンバーを保有している方で、マイナ保険証登録を、これは別にしなきゃいけない、いけないような話ですけど、これは先ほど数値何かおっしゃってましたかな、ちょっと確認だけ。もう1回数値、確認。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 先ほども答弁させていただきましたが、マイナ保険証の登録状況は、今年の3月末現在であります。国民健康保険が63.47%、後期高齢者医療は57.10%となっております。

○議長（江藤 芳光君） 9番、岩淵議員。

○議員（9番 岩淵 和明君） 確かにそういうふうにおっしゃってました。ごめんなさいね。そこですね、その登録をされていない方が、今回12月2日以降は今の現在の健康保険証が廃止されるということになります。そういう意味で言うと、特に国民健康保険で63.47%、後期

高齢で57%という57.10%ということですので、特に後期高齢のところはちょっと低い状態にありますけれども、その方々へのマイナ保険登録についての、何て言うかな、お勧めとか、してくださいよと、要は保険証が廃止になるので、手続をしてくださいよというみたいなところの案内というのは、どのようになっていますか。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 市民生活課長に答弁をさせます。

○議長（江藤 芳光君） 山崎課長。

○市民生活課長（山崎 穰君） マイナ保険証を勧めるということなんですけれども、今度は保険証の更新等がございますので、そういった中には、マイナ保険証を勧めるような形でのチラシ等もですね、一緒にしていきたいと思っておりますし、また、ホームページとか広報等でも周知のほうをやっていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 議員も御承知かもしれませんが、今月号の広報うきはにも、大きくマイナ保険証を御利用くださいと、本年12月2日から現行の保険証は発行されなくなりますというお知らせをしております。今後こういう対応はしっかり引き続いてやっていかなくちゃいけないというふうに思っております。

○議長（江藤 芳光君） 9番、岩淵議員。

○議員（9番 岩淵 和明君） そういう意味では、広報6月号に載っているのは承知しております。ただ、それぞれここへ登録のやり方とか、今回、広報に載っているのは、マイナ保険登録をしてくださいというような案内が出ているわけですが、それぞれの方が広報全部読んでいるわけではないというのもあるので、そういう意味では、個々の加入者への訴えかけとか、そういったことは何かする予定があるのかどうか。その辺を確認したいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 市長、どうぞ。

○市長（高木 典雄君） 市民生活課長に答弁をさせます。

○議長（江藤 芳光君） 山崎課長。

○市民生活課長（山崎 穰君） ちょっと先ほども述べましたとおり、年次更新の被保険者証を7月にお送りします。それにそういったマイナ保険証の利点とか、そういったものを入れたチラシをお送りするように予定しております。

○議長（江藤 芳光君） 9番、岩淵議員。

○議員（9番 岩淵 和明君） ちょっと、1つお尋ねをしたいんですけれども、これは国会でこれが通ったときの附帯決議の中に、参議院になりますけれども、後期高齢者医療において資格証

明書を原則発行しない。現行の運用方針の考え方を維持するという文書が入っていたんですけども、ここは余り理解されてないのかもしれないけれど、後期高齢者についても資格に確認書は発行されるということで、マイナ保険に登録されてない方は、資格確認書は発行されるんですかね。確認です。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 先ほどから答弁していますように、後期高齢者医療についても発行されると聞いております。

○議長（江藤 芳光君） 9番、岩淵議員。

○議員（9番 岩淵 和明君） そしたら、改めてマイナ保険の登録についてお尋ねをしたいと思います。

今、健康保険証というのは、基本的には保険料を払ったり、そういった形になってはいますが、何らかの理由で今現在、被保険者になっていない方への取扱いはどうなっていますか。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 市民生活課長に答弁をさせます。

○議長（江藤 芳光君） 山崎課長。

○市民生活課長（山崎 穰君） 被保険者になってない方、生活保護とかではなくて。今、国民健康保険になって保険証を持っていない方についてのことですかね、短期証明書の、分かりました。すみません。

今、国民健康保険の短期被保険者証を発行しておりますけれども、それにつきましては、マイナ保険証のほうが特に有効期限という考えがございませんので、短期被保険者証は廃止されることとなります。

○議長（江藤 芳光君） 9番、岩淵議員。

○議員（9番 岩淵 和明君） ということは、いわゆる生活保護と課長がおっしゃってましたんで、改めて言いますが、生活保護を受けられている方というのは、基本的には保険に加入されていない。なので生活保護法で医療費が扶助されているという関係になっているんですね。そういう意味で言うと、その方々への扱いについては、資格確認証になるのかどうかということになると思うんですけども、そういうふうな理解でよろしいかどうか、ちょっと確認だけをしておきます。

○議長（江藤 芳光君） 山崎課長。

○市民生活課長（山崎 穰君） ちょっとですね、質問の内容が、前に被保険者証がない方に資格証明書というのをお出ししていたと思います。それにつきましては、資格証明書自体はなくなるんですけども、また、別に制度がですね、できまして、特別療養費の支給に関するという形

ですね、実際の中身は窓口で10割払っていただいて、それを国保税に充てるというようなやり方は変わらないんですけども、そういった形に変わっております。その場合には、特別療養費の支給に関する旨を事前通告してから、マイナ保険証を持っていったとしても、10割医療機関に支払うという形の制度は、仕組みは残るような形になります。

○議長（江藤 芳光君） 9番、岩淵議員。

○議員（9番 岩淵 和明君） ということは、マイナ保険登録をされていても資格証明書のところは別に新たに発行されて、それを持っていかないと受診もできないし、その資格確認書の方は10割負担ということになる。そういう意味では、今の現行と変わらないということで理解すればよろしいんですね。分かりました。

そこでですね、次に、6月の広報についてちょっと確認をしたいと思っています。

6月の広報には、マイナ保険証を御利用くださいということになっていまして、それぞれのところでメリットということで、1、2、3というふうに出されています。そのことについてちょっとお尋ねをしたいと思っています。

まず、メリット1について言えば、治療効果の効率を上げて医療の給付の削減が得られるというふうに、そういうことを書いているんだろと思うんですけども、うきは市での今回のマイナ保険証、先ほど言いましたように、国保で63.47%、後期高齢で57.10%、この数値がうきは市のコストがどのくらい下がるのかという点は、どの程度見ているのかということをお尋ねしたいと思うんですけど、いかがですか。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 市民生活課長に答弁をさせます。

○議長（江藤 芳光君） 山崎課長。

○市民生活課長（山崎 穰君） これによってですね、実際の事務費とか診療費が幾ら減額されるかという算定は特にしておりませんが、このメリット1に書かれているとおり、やはり過去のお薬の情報とか健康診断の情報を、医療機関が見られることによって、より適切な診療が得られるのではないかというのが、メリットとして挙げているような形になっております。また、お薬、今、お薬手帳とかもございしますが、そういったことで、重複して過剰な薬とかの提供がなくなるのではないかと期待しているところでございます。

○議長（江藤 芳光君） 9番、岩淵議員。

○議員（9番 岩淵 和明君） 次に、メリット2ですけども、ここには医療費を20円節約できるというふうに書かれています。私の理解がちょっと間違っているかもしれませんが、そもそもマイナ保険証の制度の利用促進を図るためですね、医療機関や薬局に対して支援金が診療報酬に上乗せされていると思います。その際に、マイナ保険証とマイナンバーカードを持って

おられない方との差を設けている現状があります。そういう意味では、節約という意味がどういう位置づけで説明しているのかちょっとよく分からないので、御説明いただけたらありがたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 市民生活課長に答弁をさせます。

○議長（江藤 芳光君） 山崎課長。

○市民生活課長（山崎 穰君） 国もですね、診療報酬でやっぱりマイナ保険証を使いたいということですね、いろいろな改定があっております。それで、今回、出されているのが、紙の被保険者証よりもマイナ保険証であれば、20円安くなりますよという形ですね、初診料の中に含まれている点数というのがですね、マイナ保険証を使った場合は何点、使わない紙の場合は何点というのがございます。その差額が20円という形で聞いておりますので、それを掲載させていただきます。

○議長（江藤 芳光君） 9番、岩淵議員。

○議員（9番 岩淵 和明君） それについてですけれども、窓口負担がこれが20円安くなるという意味じゃないですよ。多分、医療給付費そのものが安くなるという意味だと思うんですけど、それは間違いないですか。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 市民生活課長に答弁をさせます。

○議長（江藤 芳光君） 山崎課長。

○市民生活課長（山崎 穰君） 初診料が安くなるという形になります。

○議長（江藤 芳光君） 9番、岩淵議員。

○議員（9番 岩淵 和明君） 初診料で令和6年1月から、利用されていない方は12円、利用される方は6円という、マイナンバーカードを健康保険証として利用した場合の窓口負担そのものが、そういう金額になってなかったですかね。ちょっと確認だけ、20円というのはちょっとどこからの数字かなと思って。

○議長（江藤 芳光君） 山崎課長。

○市民生活課長（山崎 穰君） こちらがですね、令和6年6月からまた変わっておる制度になりますので、医療費全体から20円引くという形で、医療費自体は70円ですので、3割負担で21円、20円程度という形で算出はしております。

○議長（江藤 芳光君） 9番、岩淵議員。

○議員（9番 岩淵 和明君） 医療費を20円、医療費を20円節約できるんですよ、ここに書いてあるのは。うきは市の広報でもそう書いてあるんですけども、さらに自己負担額も低く

なりますと書いてある。だから20円そのまま自己負担額が安くなるのではないと思うんですけど、ということですよ。ちょっと誤解を生むかなとちょっと思って、失礼しました。議長。

○議長（江藤 芳光君） 9番、岩淵議員。

○議員（9番 岩淵 和明君） ちょっと誤解を生むのではないかと、この表現がね、20円安くなって、さっき課長が答弁されましたけど、違うと思います。というところをちょっと確認をしたかった。調べていただいても結構です。

○議長（江藤 芳光君） 山崎課長。

○市民生活課長（山崎 穰君） すみません。ちょっとそれにつきましては、ちょっと調べて回答させていただきたいと思います。申し訳ございません。

○議長（江藤 芳光君） 9番、岩淵議員。

○議員（9番 岩淵 和明君） さっきも言いましたように、要はありとあらゆるところでマイナンバーカード利用普及のために、医療費、医療機関に国から補助されている。また、窓口負担はマイナンバーカードを持っていようが持っていないが、マイナンバーカードの制度を導入するに当たって、逆に診療コストが上がっているという、これ実態があるんですね。これが節約できるという表現がどうも従来と違うという意味で言うと、誤解を招くという点はあると思うので、ちょっときちんと確認していただきたいというふうに思います。

それから、もう1点、この案内にもあるように、案内のほかにですね、ごめんなさい、案内のほかに、厚労省や総務省あるいはデジタル庁のQ&Aの中で、マイナ保険証のメリットについて幾つか書かれておりますので、先ほど医療費についてどのくらい安くなるのかという話をしたけれども、そこまで算定をしていませんということでしたけれども、例えば健診情報とか、あるいは医療費の通知書というのがあると思うんですね。そういったものもマイナ保険証のポータルサイトにつながると、閲覧できるというふうになっています。そういったものについては、逆に現在の健診情報や医療費のお知らせというのが、今、うきは市でもやっておりますけれども、そういったところは廃止、または、そういったことについての検討をされているのかどうか確認をしたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 市民生活課長に答弁をさせます。

○議長（江藤 芳光君） 山崎課長。

○市民生活課長（山崎 穰君） 医療費通知につきましては、今のところは今までとおりの形で予定はしております。

○議長（江藤 芳光君） 9番、岩淵議員。

○議員（9番 岩淵 和明君） 従来とおりのことですね。いずれにしてもマイナ保険証のメ

リットを生かすのであれば、そういったことも視野に入れながら、検討を加えていくということが重要だというふうに思います。

それから、もう1点、子供医療証について、どういう扱いをされるか。これも今回のマイナンバー法の改正によって、マイナンバーカードと紐付けできるような仕組みを、実験的に先行しているところもあるというふうに聞いております。その辺についての検討はどのようなふうに行われているんですか。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 市民生活課長に答弁をさせます。

○議長（江藤 芳光君） 山崎課長。

○市民生活課長（山崎 穰君） 子ども医療、障害者医療、ひとり親医療、3つあるんですけども、これにつきましては、今のところまだ現状どおりで医療証を発行するという形になります。

○議長（江藤 芳光君） 9番、岩淵議員。

○議員（9番 岩淵 和明君） いずれにしても、その辺のところも1つの課題として、マイナ保険証の普及するというか、メリットを追求するという意味で言うと、今、行っているいろんな諸手続があるわけですが、そういったのも整理していく必要があるんだろうと思っております。そこで、さっきお尋ねをしましたけれども、この辺の協議、保険証を廃止してマイナ保険証に移行していくということになりますけれども、うきは市として現在の国保運営協議会とか、そういったところでの諮問とか、あるいは意見聴取とか、そういったことは考えておられるのかどうか。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 市民生活課長に答弁をさせます。

○議長（江藤 芳光君） 山崎課長。

○市民生活課長（山崎 穰君） 国保運営協議会には、2月のときに、流れ等について御報告しているところでございます。

○議長（江藤 芳光君） 9番、岩淵議員。

○議員（9番 岩淵 和明君） 流れについて確認をしているということですね。ということは、それぞれの代表される委員から意見を出したとか、あるいは、こういった検討課題があるよといった話というのは出ているのかどうか確認します。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 市民生活課長に答弁をさせます。

○議長（江藤 芳光君） 山崎課長。

○市民生活課長（山崎 穰君） 委員さんの中からは、特に御意見等はございませんでした。

○議長（江藤 芳光君） 9番、岩淵議員。

○議員（9番 岩淵 和明君） ちょっと脇道にそれるかもしれませんが、今、国保運営協議会で公益委員でいらっしゃるんですか。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 市民生活課長に答弁をさせます。

○議長（江藤 芳光君） 山崎課長。

○市民生活課長（山崎 穰君） 民生委員さんと社会福祉協議会等はおります。

○議長（江藤 芳光君） 9番、岩淵議員。

○議員（9番 岩淵 和明君） 一般的に国民健康保険法の中に入れてある公益委員というのは、専門的知識を持っておられる方という代表になるんですよね。だから被保険者の代表とか、あるいは医療機関関係の代表者という位置づけとまた別なんです。福岡県なんか、逆に言うと、大学の先生とかそういった方も含めて入っておられますけれども、うきは市としてそれはなかなか難しいのかもしれませんが、なかなか意見が出ない背景に、法の趣旨というか複雑だから余計分からない。だから被保険者とかあるいは医療現場あるいは保険機関ですね、医療機関とか薬局だとかという代表のところだけでは十分に回り切れない。意見が出ないという背景があるのかなと思って、ちょっと質問させていただきました。その辺は今後の課題だというふうに御理解いただければありがたいと思います。

それから、改めて別の質問になりますけれども、移行に向けて市内でどういった協議をされているのか。特に関係機関を横断的に何か協議をしていることありますか。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 市民生活課長に答弁をさせます。

○議長（江藤 芳光君） 山崎課長。

○市民生活課長（山崎 穰君） 先ほど申し上げましたとおり、やはり短期被保険者証とかがなくなりますので、そういった面では徴収率の低下につながらないように、税務課等と話はしておるところでございます。

○議長（江藤 芳光君） 9番、岩淵議員。

○議員（9番 岩淵 和明君） 先ほども言いましたけれども、関係するという意味で言うと、福祉事務所関係のところも関わってくるだろうというふうに思っています。特に、5点目で申し上げた、介護福祉施設関係のところとかというの、関係してくるかなというふうにちょっと思っていますので、改めてその辺のところも御検討いただきたいなというふうに思っています。

別に、参加しなければ駄目だというわけでは何もないわけですが、ただ、移行に向けてどういった諸問題があるのかということ、やっぱりきちんと議論していくということにしないといけないなというふうに思っているから、申し上げているだけであります。

それですね、今、マイナ保険の登録、それから登録の話はさせていただきましたけど、利用率については、国保で8%、8.01%、それから後期高齢で4.08%ということで、相変わらず極めて低い状況がある。これをどうするかという問題があるんですけども、その辺の所見はどう考えておられるんですか。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 私の手元にも全国の利用率の数値があります。今、全国で6.56%、4月時点での利用率ですが、6.56%にとどまっておって、政府としてももう周知活動を強化するなど、利用率の向上にしっかり取り組んでいくというふうに承知をしておりますので、そういう国であったり県の周知方法等もしっかり押さえながら、うきは市民の皆さんにもこういう利用の働きかけを今後も進めていきたいと、このように考えております。

○議長（江藤 芳光君） 9番、岩淵議員。

○議員（9番 岩淵 和明君） それからもう1つ、マイナンバーカードを使用するに当たって、3月には新しく証明書関係を、4種類の証明書を発行するように、来年度になるのかもしれない、12月かなということで議案がありましたけれども、予算の措置が入ってますけれども、証明書に必要なところには電子証明というのが必要になってくるわけです。これが5年で更新されるんですよね。それから18歳以下のマイナンバーカードをお持ちの方も、5年で更新しなければならぬ。現在の更新状況100%になってますか。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 市民生活課長に答弁をさせます。

○議長（江藤 芳光君） 山崎課長。

○市民生活課長（山崎 穰君） 更新の率につきましては、まだ把握しておりません。今年からですね、かなりの電子証明書の期限が切れているものと、あと数字上なっておりますので、そこは、しっかりうちで取れるものでしたら、取っていききたいというふうに思っております。

○議長（江藤 芳光君） 9番、岩淵議員。

○議員（9番 岩淵 和明君） マイナンバーカードの発行が平成28年からやられておりますので、そういう意味では、本当に更新が今後増えてくる。しかも例のマイナンバーが急激に伸びた去年、一昨年ですね、のところから、大量に出てくるだろうというふうに思いますので、その辺をきちんと更新をきちんとしていかないと、マイナ保険証そのものが維持できなくなる。そういう可能性が実を言うと、かなり抱えているというふうに思うんですね。そういう点では、さっき子供の保険証について、子供の医療証については引き続き発行して、例えばマイナンバーカードを持ってらっしゃる方、持ってない方も含めてあるかもしれませんけれども、それと、あわせて病院に行けば受診できるということだろうと思うんですね。そういった点も十分に検討、考慮

をいただかないと、実態を把握していくということは非常に重要なことだなというふうに思っていますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、最後の5番目の件についてお尋ねをしたいと思ひます。

特老とか介護保険施設関係のところについては、5月末のところの調査では一切行っていないということですが、現在、健康保険証は、もう現在発行されている健康保険証そのものも、それぞれの施設は管理や保管等はされていないということでしょうか。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 保健課長に答弁をさせます。

○議長（江藤 芳光君） 末次保健課長。

○保健課長（末次 ヒトミ君） 保健課の末次でございます。

直接、施設全てに聞き取りは行っておりませんが、施設によっては健康保険証を入所契約や預かり証との合意に基づきですね、施設側で健康保険証を管理しているところがございます。また、個別の居室内に金庫を持ってある有料老人ホーム、グループホーム等がございますので、その金庫の中で、その入所者自身が管理しているケースもあるようです。

以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 9番、岩淵議員。

○議員（9番 岩淵 和明君） 高齢者施設からのアンケート、全国調査になりますけれども、現在預かっているところが管理しているのが83.6%あるんですね、さっきの回答を見ると、これがゼロになるということですね。聞き取りによるとということですよ。それで施設は、この高齢者施設に入所されている方々の健康管理というのには問題がないのか。確認します。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） ちょっと確認をいたしますが、80何%というのは、今の健康、被保険証、紙の保険証ですね。マイナ保険証じゃなくてですね、はい。保健課長のほうに答弁をさせます。

○議長（江藤 芳光君） 末次保健課長。

○保健課長（末次 ヒトミ君） 先ほどの80%につきましてはですね、健康保険証の管理状況、施設でのですね、全国的な管理状況ということですので、今現在、施設側のほうは健康保険証で適切に病院等に受診をしておりますので、そのあたりは支障がないものと思っております。マイナンバーカードについての保管状況が、現在、一切管理してないというところがございますけれども、これにつきましては施設が管理をする場合に、保管場所だとかカードの出し入れした日時の管理記録、それから管理をする者の範囲などを定めておくことが必要であることから、現時点において市内の入所施設側についてはですね、保管や管理に積極的では現在ありません。先ほど

も市長答弁のようにですね、資格確認書などでですね、支障のないようにですね、十分に病院等に受診できるようにしていきたいという考えだと認識をしております。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 9番、岩淵議員。

○議員（9番 岩淵 和明君） これを厚労省の老健局高齢者支援課というところから、今年の4月18日にマイナンバーカードの出張申請受付の希望調査についてということで、これは昨年の11月にも出されていますけれども、いわゆるそれぞれの施設に伺ってマイナ保険登録、マイナンバーカードも含めてですね、というような取組を希望を募っているという状況があります。そういったことも考えておられない。実際、誰が数字が分からなければ何とも言えないと思いますけれども、そういった努力も必要なのかなというふうにちょっと思うんですけど、その辺は所見を伺います。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 市民生活課長に答弁をさせます。

○議長（江藤 芳光君） 山崎課長。

○市民生活課長（山崎 穰君） 先ほどについてですけれども、施設へのお出張訪問これについては厚労省でも書いてあるとおり、うちのほうでそういう御希望があれば検討していきたいというふうに考えております。

ちょっと1点、先ほど医療費を20円節約できるという形のことなんですけれども、初診料が、今、紙の保険料で受診した場合は40円加算され、マイナ保険証で受診した場合は20円加算されるという形になっております。その20円についての自己負担分が軽減されるという意味で、これを記載をさせていただいております。すみません。

よろしく申し上げます。

○議長（江藤 芳光君） 9番、岩淵議員。

○議員（9番 岩淵 和明君） 時間がなくなりましたので、改めて、このような中で、法律が施行されるという状況になっています。そういう意味では、国民皆保険という制度に対して、このマイナンバーカードそのものが任意であるということは、大きな違いがあるということを御理解いただきたいと思います。そういった意味では、非常に無理があるのかなというふうに思っています。国民の誰もが医療機関で公的保険で医療が受けられる、いわゆるフリーアクセス、そういったものとして国民健康保険が位置づけられております。そういう意味でも、今後の運用の仕方について、具体的に誰1人取り残さない、デジタル格差を生まないための施策が、やっぱり検討していただきたいというふうに思っておりますので、また、詳細については、所管のところにお尋ねをするなり、問題点を指摘していきたいというふうに思います。

最後になりますけれども、今期をもって退任される高木市長に対して大変お疲れさまでした。3期12年にわたっていろいろな市政のかじ取りをされたと。そういう意味では、最後の一般質問になりますけれども、御丁寧に説明いただいたことを改めて感謝申し上げたいと思います。

これで質問を終わりたいと思います。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） これで、9番、岩淵義和明議員の質問を終わります。

1番、権藤議員、どうぞ。

○議員（1番 権藤 英樹君） 1番、権藤です。

動議を提案をさせていただきたいと思いますので、許可をお願いします。

○議長（江藤 芳光君） それじゃ動議ということでございますので、まず、趣旨を説明をお願いいたします。何に対する動議ですか。

○議員（1番 権藤 英樹君） 竹永茂美議員に対する懲罰動議を提案します。

○議長（江藤 芳光君） それなら趣旨を述べてください。

○議員（1番 権藤 英樹君） 趣旨を述べさせていただきます。

これから述べる理由により、竹永茂美議員に懲罰を科されたいので、地方自治法第135条第2項及びうきは市議会規則第102条の規定により、動議を提出するものでございます。

理由につきましては、本日6月10日本会議中、竹永茂美議員の一般質問において、議長の注意等があったにも関わらず、通告外の質問や個人を中傷するような発言など、一般質問のルールを無視した発言を繰り返し、注意を受けても全く反省もない姿勢は、健全な議会運営上決して看過できるものではないと考えます。

よって、うきは市議会会議規則第57条の発言内容の制限及び第63条一般質問、第97条品位の尊重に抵触をしており、懲罰を求めるものであります。

○議長（江藤 芳光君） ただいま、権藤議員から竹永議員に対する懲罰の動議が提出をされました。この動議は2人以上の賛成で成立をいたしますので、ここで採決を行います。

この動議に賛成する議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（江藤 芳光君） 起立多数であります。

どうぞ着席ください。

したがいまして、ただいま権藤議員から懲罰動議が提出されました。賛成者多数でありますので成立をいたしました。

ここで暫時休憩とします。

午後4時03分休憩

午後 4 時40分再開

○議長（江藤 芳光君） それでは再開をします。

実は時間がですね、もう 5 時前 20 分となります。ただいま議会運営委員会を開きまして、これより全員協議会、そして本会議ということになりますので、結果として 5 時を過ぎますので、本日の会議を延長することを皆さんにお諮りしたいところですが、5 時以降に延長することで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） ありがとうございます。それじゃ暫時休憩といたしまして、議員の皆さんは 302 号室のほうで全員協議会を開催したいと思います。

休憩します。

午後 4 時41分休憩

午後 5 時17分再開

○議長（江藤 芳光君） それでは、5 時を過ぎておりますが、大変お待たせしました。

ただいまより再開をいたします。

先ほど議会運営委員会、全員協議会を開催いたしましたので、その結果について、ただいまから審議を行いたいと思います。

先ほど動議が提出をされました。竹永議員に対する懲罰の動議を日程に追加をいたし、追加日程第 1 として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることについて、採決をいたします。

この採決は起立によって行います。この動議を日程に追加し、追加日程第 1 として直ちに議題とすることに、賛成の方は御起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（江藤 芳光君） 起立多数です。したがって、この動議を日程に追加し、追加日程第 1 として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに可決をされました。

追加日程第 1、竹永議員に対する懲罰の動議を議題といたします。

地方自治法第 117 条の規定により、竹永議員の退場を求めます。

〔8 番議員 竹永 茂美君 退席〕

○議長（江藤 芳光君） それでは、ここで提出者の説明を求めます。1 番、権藤議員、お願いします。

○議員（1 番 権藤 英樹君） 1 番、権藤です。

竹永茂美議員に対する懲罰動議の理由について説明いたします。本日 6 月 10 日、本会議にお

きまして、竹永議員の一般質問、こちらの中で、議長の注意等があったにも関わらず、通告外の質問や個人を中傷するような発言など、一般質問のルールを無視した発言を繰り返し、注意を受けても全く反省もない姿勢は、健全な我がうきは市議会の議会運営上、決して看過できるものではないと考えます。

よって、うきは市議会会議規則第57条の発言の内容の制限、第63条、一般質問並びに第97条、品位の尊重に抵触をしておられると思われますので、懲罰を求めるものであります。

以上、提案理由を終わります。

○議長（江藤 芳光君） 権藤議員、ちょっと戻っていただけますか。

ただいま、権藤議員から説明がありました。これに対する質疑を行います。質疑はございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。権藤議員、自席にお戻りください。

お諮りします。懲罰の議決につきましては、議会規則第103条の規定によって、委員会の付託を省略することができないことになっております。したがって本件については、7人の委員で組織する懲罰特別委員会を設置し、これに付託をして審査することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、7人の委員で組織する懲罰特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決しました。

お諮りします。ただいま設置されました、懲罰特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第7条第1項の規定により、局長に報告をさせたいと思います。

局長、お願いします。

○事務局長（浦 聖子君） 懲罰特別委員会委員、佐藤裕宣議員、岩淵和明議員、組坂公明議員、野鶴修議員、樋口隆三議員、高松幸茂議員、高木亜希子議員。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 以上、7名で構成をさせていただきます。

これに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、懲罰特別委員会の委員は報告のとおり選任することに決しました。

それでは、以上のおりでございます。

それでは、以上で、本日の議事日程は、失礼しました。竹永議員を入場させます。

〔8番議員 竹永 茂美君 入場〕

---

○議長（江藤 芳光君） それでは、以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

連絡をいたします。明日6月11日は、午前9時から議案質疑を行いますので、よろしく  
お願いいたします。

以上です。本日は、これで散会します。

○事務局長（浦 聖子君） 起立、礼。着席。

午後5時24分散会

---